

樹木等維持管理業務委託共通仕様書

1 植物管理の目的

(1) 植物管理の特質

植物管理は、剪定・病虫害防除・施肥・灌水等を通じ、植物の健全かつ均整のとれた生育を促し、植栽目標に近づける「育成管理」を基本とする。この点において、当初の機能・性能・価値を維持する「施設の維持管理」とは性格が異なることに留意すること。

(2) 植栽目標

植栽の目標形は樹種・植栽場所など条件により様々であり、目標形を監督職員と協議し、確認した上で適切な管理を行わなければならない。

2 適用範囲

- (1) 樹木等維持管理業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、市川市が発注する公園、緑地、施設および街路樹その他樹木等維持管理業務に係わる委託契約書（以下「契約書」という。）の内容について、必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書および設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (3) 特記仕様書、数量表および共通仕様書の間に相違がある場合、受託者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。
- (4) 受託者は、信義に従って誠実に業務を履行し、監督職員の指示がない限り業務を継続しなければならない。但し、契約書に定める作業の変更、中止を行う場合は、この限りではない。

3 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、市川市をいう。
- (2) 「受託者」とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人または会社その他の法人をいう。
- (3) 「検査職員」とは、業務の完了の検査にあたって、委託者が検査を行う者として定めた者をいう。
- (4) 「契約図書」とは、契約書および設計図書をいう。
- (5) 「仕様書」とは、共通仕様書および特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称している。
- (6) 「共通仕様書」とは、当該業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (7) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該業務の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。
- (8) 「協力者」とは、受託者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (9) 「監督職員」とは、契約の履行についての受託者に対する指示、承諾または協議を行

う権限を有する者をいう。

4 業務担当に関する事項

4-1 業務責任者の適正な配置

- (1) 受託者は、その受託した業務の適正な作業を確保するため、当該作業現場に業務責任者を配置し、受託業務の管理および統括を行わなければならない。
- (2) 業務責任者は、当該受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、常時継続的に当該作業現場においてその職務に従事するものとする。
- (3) 業務責任者は、市民からの問い合わせや要望があった時は真摯に対応すること。また、受託業務外の内容についてはその内容を監督職員に連絡すること。

4-2 再委託

- (1) 受託者は、その受託した業務を一括して他人に行わせてはならない。
- (2) 受託者は、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合に限り、当該業務の一部を再委託することができる。この場合において、受託者は、不必要な再委託を行ってはならない。
- (3) 受託者は再委託に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たされなければならない。
 - ア) 受託者が再委託業務について「業務計画の作成」、「工程管理」、「出来形・品質管理」、「完了検査」、「安全管理」、「協力者への指導監督」等について主体的な役割を現場で果たすこと。
 - イ) 協力者が市川市の入札参加業者適格者名簿に登録された者である場合には、指名停止期間中でないこと。
 - ウ) 協力者は、再委託する業務の履行能力を有すること。

5 提出書類及び納品図書など

5-1 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後14日以内かつ、業務開始までに計画工程表、作業方法、安全管理その他次の各号に掲げる事項を盛り込んだ業務計画書を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得ること。尚、監督職員に不備を指摘された場合はただちに修正を行い、監督職員の承諾を得てから、業務に取り掛かること。
 - ア) 業務概要
 - イ) 計画工程表
 - ウ) 現場組織表（業務責任者、作業員名簿、業務に必要な資格の控え、施工体制台帳等）
 - エ) 使用機材、車両（車検証の控え等）
 - オ) 主要材料（M S D S 等）
 - カ) 作業方法
 - キ) 施工管理計画（出来形管理、品質管理、写真管理等）
 - ク) 安全管理（安全訓練等の実施）
 - ケ) 緊急時の連絡体制（休日の連絡先、救急病院への案内図等）

- コ) 交通管理(作業帯図、交通規制帯図等)
 - サ) 環境対策
 - シ) 現場作業環境の整備
 - ス) その他当該業務に必要と認める事項
- (2) 受託者は業務計画書を遵守し、受託業務にあたらなければならない。

5-2 作業写真

- (1) 受託者は、千葉県写真管理基準に則って写真管理を行うこと。尚、夜間撮影においては高感度（ISO400以上）カメラにて撮影し、作業内容が分かるようにすること。
- (2) 受託者は、前項の作業写真について日々整理を行い監督職員から請求があった場合に、ただちに提示しなければならない。

5-3 納品図書

- (1) 受託者は、業務が完了したときは、納品図書として次に掲げる書類および完了届を委託期間満了日までに提出し、検査を受けなければならない。
 - ア) 出来高数量表（平面図、求積図等出来高の分かるものを添付すること）
 - イ) 実施工程表（計画工程表と比較できるもの）
 - ウ) 打ち合わせ記録簿（Eメール・口頭協議・指示も記録簿に残すこと）
 - エ) 作業報告書(作業内容、日時、天候、作業人数、使用機械、氏名等の分かるもの)
 - オ) 各種伝票の写し(主要材料、発生材等)および集計表
 - カ) 作業写真（作業前、作業後、作業中がはっきりとわかるもの。尚、写真に日付を写しこむこと）
 - キ) 安全教育等記録の写し
 - ク) 農薬使用記録簿の写し
 - ケ) その他当該業務に必要と認めた書類

6 業務上の注意事項

6-1 業務の協議・連絡

- (1) 監督職員との協議・記録
 - ア) 受託者は業務着手にあたり監督職員と良く話し合い、剪定の目的・目標・留意事項などを良く理解したうえで、作業計画を作成し、各々の作業を適切に行うこと。
 - イ) 協議した内容は、必ず打合せ記録簿に残すこと。特に、業務上の重要点や施行原則を変更する場合などは丁寧に記載すること。
- (2) 受託者は作業実施にあたり、週間予定表および実施報告書を週初めまでに監督職員に提出すること。
- (3) 受託者は週間予定表に則って作業を行い、予定の変更がある場合は事前に監督職員に連絡すること。
- (4) 作業中、以下のような問題・異常を発見した場合には監督職員に報告し、対応策を協議すること。
 - ・人、車等の通行箇所において、安全性に問題が生じる可能性がある場合（倒木、枝

折れ等)

- ・樹木、草本の異常（病虫害など）を発見した場合
- ・そのほか、樹木以外の異常（防犯・防災に関する異常など）を発見した場合。

6-2 土地への立入り

受託者は、当該業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立入る場合は、監督職員および関係者と十分な協議を行い、業務を円滑に履行するよう努めなければならない。尚、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員へ報告し、指示を受けなければならない。

6-3 業務上の配慮事項

- (1) 受託者は、業務従事者の服装や行動について、施行場所の利用者および近隣住民に不快感を与えないように配慮するとともに、業務の実施にあたり、事前に近隣住民や利用者等に案内等の周知を図るものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に際しては、適切な環境対策を実施し、円滑な業務遂行に努めなければならない。

6-4 緊急時の連絡体制

受託者は、災害等が発生した場合および発生が予測される場合は、臨機の対応がとれるよう緊急時の連絡体制に基づいて、被害を最小限に食い止めるものとする。

6-5 廃棄物の処理

- (1) 業務で生じるによる発生材（剪定・刈込の枝葉、刈り取った草など）については一般廃棄物とし、適切に処理した旨を示した伝票を提出しなければならない。
但し、特記事項のあるもの（草刈・芝刈における「刈りっぱなし、集草まで、運搬まで」など）はこの限りではない。
- (2) 業務で生じる発生材以外の塵芥については1箇所に収集・分別し、その処理については監督職員と協議すること。

7 業務上の義務・責務

7-1 安全等の確保

- (1) 受託者は業務の実施にあたり、作業着手前までに関連作業員を集めて適切な時間をかけて新規入場者教育および、当該業務に必要な安全衛生教育を行うこと。また、業務途中で新たに加わる作業員についても同様に新規入場者教育および安全衛生教育を行うこと。
- (2) 受託者は作業開始前に作業員全員を集めて、当日の作業内容による安全教育（K Y K）等注意点を確認してから作業を行うこと。
- (3) 受託者は、業務の実施に際して適切な作業帯・交通規制帯の設置および交通誘導員を配置し、作業員の安全確保と共に付近住民、通行人および通行車両等第三者の安全確保に努めること。

- (4) 受託者は、業務の実施に際しては、労働安全衛生法その他関係法令に基づく措置を講じておくこと。
- (5) 受託者は、業務実施中の安全管理について、適時巡視を行って指導および監督に努めること。
- (6) 上記の安全教育等に関してはすべて記録に残し（日時、内容、参加者、状況写真等）、写しを納品図書と合わせて提出すること。

7-2 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

7-3 法令順守等

- (1) 本仕様書に定めのない業務上必要な軽易な事項については、関係法令等を遵守し、受託者の責任において処理するものとする。
- (2) 受託者は、その使用人とは適正な雇用契約を結び、労働関係法令を遵守しなければならない。
- (3) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (4) 道路上の作業になる場合は、作業に先立ち「道路使用許可証」を取得し許可条件を遵守すること。

8 損害賠償等

- (1) 受託者は、当該業務の実施に伴って受託者の責に帰すべき理由により第三者に損害を及ぼしたときは損害を賠償しなければならない。
- (2) 業務実施中に事故が起こったときは、ただちに関係機関に通報するとともに、受託者は自らの責任において処理するものとする。
- (3) 前項の場合において、受託者は、事故の経緯について、事故発生後ただちに監督職員に口頭連絡し、その後速やかに書面をもって経過報告すること。

9 その他

- (1) 委託者は受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は委託者より改善を求められた場合は原因追求を行って業務の改善を図り、原因・改善方法について委託者に改善報告書を提出し、承諾を得てから業務の再開をしなければならない。
- (3) 受託者は、委託者からの指示に対しては、迅速な処理を行うとともに、早急に結果を報告するものとする。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、千葉県土木工事共通仕様書「植栽・緑地管理編」を参考に監督職員と協議し、決定するものとする。

第7地区（市川・大洲）公園・街路樹等総合維持管理業務委託特記仕様書

この仕様書は、委託者が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するためには必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名** 第7地区（市川・大洲）公園・街路樹等総合維持管理業務委託
- 2 業務目的** 本業務委託は、市川・大洲を中心とした地区内にある公園、街路樹等の剪定・草刈・清掃など維持管理を行って、年間を通じて市民が安心・安全・快適に利用できることを目的とする。
- 3 委託場所** 市川市市川4丁目3246番外
・委託箇所一覧・参考数量表（別紙3）参照
- 4 委託期間** 令和7年6月2日～令和8年3月19日
- 5 業務内容**
 - ア) 業務内容・予定数量
 - 公園、街路樹等の剪定・草刈・清掃などを実施する。
・業務内容・予定数量一覧表（別紙2）参照
 - イ) 実施条件
 - 実施環境
 - ・市川・大洲地区の公園、街路樹は密集住宅地の中であり、公園の多くが周囲を市道で囲まれている。又、大洲防災公園等の利用者が多い公園や市川4丁目緑地等の斜面緑地がある。
 - ・市川・大洲地区の街路樹の多くは、歩行者や車両の通行の多い路線に植栽されており、歩道の幅員は狭く、剪定により樹冠が小さく維持されている樹木が多い。
 - 実施上の留意事項
 - ・住宅密集地内にあるため、作業時に塵埃を起こさないよう注意すること。
 - ・別途公園緑地課が発注している「各地区公園・街路樹等総合維持管理業務委託」「街路樹等景観保全業務委託」「草花植栽等維持管理業務委託」と作業が隣接しているため、作業時期などについて打合せを行うこと。
 - ・公園における作業時間は原則として8時から17時までとする。
 - ・街路樹における日中作業時間は原則として9時から17時まで、夜間作業は22時から5時までを想定している。
 - ・剪定及び刈込後、樹高3m未満の樹木及びシユロ・ヤシ・ソテツなど特殊樹木については幹周にかかわらず中木とする。
 - ・キヨウチクトウ、サンゴジュ、ネズミモチ、ツバキ類の株立ち物の剪定及び刈込については、樹高3m以上であっても基本的に中木とする。

- ・委託期間中の不適切な管理（草刈時・灌水不足など）により樹木が枯損した場合は、受託者の負担で同等樹木の補植を行うこと。
- ・各作業による発生材は速やかに片付を行うこと。
- ・期ごとの現地確認において、各種剪定、刈込において不備が認められた場合は、受託者の責任において不備を解消すること。
- ・剪定作業の際、樹木に鳥の巣がある場合には、卵及び雛の有無を確認し、取扱いについて監督職員と協議（原則監督職員立会の下、撤去とする）すること。
- ・市民からの苦情があり、その解消のために監督職員からの「口頭」「書面」などによる指示が有った場合は、直ちに指示された業務に取りかかること。（日時を指定されたものは厳守すること）なお、苦情以外の「口頭」「書面」などの指示に対しても速やかに履行すること。
- ・委託期間中は、管理地区内公園出入口の脱着式車止めについて脱着可能な状態にし、管理車両等が進入できるように管理すること。

6 業務担当に関する事項

ア) 業務責任者の資格

- ・業務責任者は「1級または2級造園施工管理技士」とする。

イ) 配置資格者の身分

- ・「1級又は2級造園施工管理技士」、「1級又は2級造園技能士」、「街路樹剪定士」、「千葉県農業管理指導士」の資格を有する者は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

7 実施方法

■ 樹木剪定

<共通事項>

ア) 資格者の配置……作業中は「1級又は2級造園技能士」若しくは「街路樹剪定士」を配置し、適切な指導管理の下作業を行うこと。

イ) 樹木剪定の目的……剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、こみすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止などを目的とする。

ウ) 協議と記録

- ・樹木剪定着手にあたり、受託者は監督職員と良く話し合い、剪定の目的・目標・留意事項などを良く理解したうえで、各々の作業を適切に行うこと。
- ・協議した内容は、必ず打合せ記録簿に残すこと。特に施行原則（Ex. ぶつ切り、芯止めの禁止）を変更する場合や業務上の重要点は丁寧に記載すること。

エ) 剪定方法は、それぞれの樹種、樹形に応じて、最も適切な方法（枝すかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝おろしなど）によって行うこと。

オ) 樹木の樹姿及び仕立て方

- ・景観上の目的から規格形にする場合を除き、自然形仕立てとする。
- ・特に必要と認められる場合を除き、見通しなどを考慮するとともに、通風、採光、通行などにおいて障害となる枝は除去すること。

- ・樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定すること。

カ) 剪定作業上の留意事項

- ・ぶつ切りは原則として行わない。やむを得ずぶつ切りを行う場合には監督職員と十分に協議を行うこと。
- ・太枝については二段伐りを行うこと。なお、必要に応じて、吊り切りなどの安全対策を施すこと。
- ・樹形に応じて芯止めが必要な場合は、監督職員と協議して決定すること。
- ・桜については直径 2 cm以上、その他の樹木についても直径 5 cm以上の切り口については、癒合剤を塗り樹木の養生を行うこと。

キ) 敷地境界の離隔、安全性などの確保のため、以下を原則とする。

- ・官民境界沿いの樹木については民地に越境しない様に、官民境界から 1m 以上離して剪定すること。
- ・道路沿いの樹木については、車道上 4.5m、歩道上 2.5m の建築限界を守ること。ただし、樹高が低い場合は監督職員との協議を行って、剪定量を決定すること。
- ・広場など、人の立ち入りができる場所は、地盤面から 2m 以下の下枝を切り落として通行に支障を生じないようにすること。
- ・遊器具の安全領域内に侵入している枝は、根元より除去すること。
- ・交通への視覚阻害（視距、信号機・標識の視認）、死角の要因となる枝葉は除去し、見通しを確保すること。

ク) 不要になった棕櫚縄・幹巻材など及び、不用意に取り付けられた鉄線などは取り除くこと。

ケ) 作業中、以下のような問題を発見した場合には監督職員に報告し、対応策を協議すること。

- ・人、車などの通行箇所において、倒木・枝折れなど安全性に問題が生じる可能性がある場合
- ・病虫害を発見した場合

コ) 作業にあたっては、以下のような配慮を行い安全確保に努めること。

- ・作業にあたっては人、車などの通行場所の安全確保を確実に行い、事故を防ぐこと。
- ・高所での作業は、原則としてフルハーネス型とするが、着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが 6.75m 以下）は、胴ベルト型（1 本つり）の墜落制止用器具を着用し、安全対策を十分に行うこと。

サ) 以下のような作業を行う際には、監督職員と協議し、周辺住民や利用者に対して事前に作業の内容、作業日時などについて「看板」などにて十分周知すること。

- ・公園等におけるシンボルツリーのような主要な樹木の剪定を行う場合
- ・やむを得ずぶつ切りや強剪定等の樹木の容姿を著しく損なうような剪定を行う場合
- ・公園等の広範囲の樹木について大規模な剪定を行う場合

○ 高木基本剪定、マツ基本剪定【公園】

- ア) 樹形の骨格をつくることを目的とする。
- イ) 剪定時期は、原則として10月以降とする。ただし、夏期の実施については、十分に監督職員と協議して決定すること。
- ウ) 原則として極寒時は、暖地性樹木の剪定は避けること。

○ 高木軽剪定【公園】

- ア) 樹冠の整正及び枝の込みすぎによる枯損枝の発生防止を目的とする。
- イ) 切詰め、枝すかし（枝抜き）などを主体とし、全体として枝葉量を減少させて台風による転倒対策を行いつつ、外輪部には葉を残して日陰をつくること。

○ 中木剪定【公園・街路樹】

- ア) 樹形の骨格をつくることを目的とする。
- イ) 剪定及び刈込後、樹高3m未満の樹木及びシユロ・ヤシ・ソテツなど特殊樹木については幹周にかかわらず中木とする。
- ウ) キョウチクトウ、サンゴジュ、ネズミモチ、ツバキ類の株立ち物の剪定及び刈込については、樹高3m以上であっても基本的に中木とする。

○ 寄植、生垣刈込【公園】

- ア) 樹木の特性に応じて適切な時期及び刈込量などを十分に監督職員と協議し、決定すること。
 - ・花卉類は、花芽の分化時期と着生位置に留意し刈込を行うこと。
- イ) 敷地境界・施設からの離隔など
 - ・官民境界沿いの樹木については民地に越境しない様に、官民境界から50cm以上離して刈込むこと。
 - ・車道・歩道に面した部分は、境界から10cm程度公園側にて刈込むこと。また、刈込高さは、特に目隠しとして必要と認められる場合を除き、地際からおおむね1m以下の高さとし、防犯上周囲から公園内が見通せるようにすること。なお、交差点に面したコーナー部分は車両運転手の見通しを確保するため、角から5m程度は車道から80cmを超えないように刈込むこと。
 - ・公園及び敷地内の通路に面した部分は、植樹ブロックの内側にて刈込みを行い、通路幅を確保すること。
 - ・原則としてベンチ周辺（おおむね50cm程度）及び、遊具の安全領域内に樹木が越境しないよう刈込を行うこと。

ウ) 仕立て方の留意点

- ・枝の込み合っている部分は中透かしを行うこと。
- ・列植ものは高さ・幅の通りを通すこと。
- ・刈込面に枝の切口（直径1cm程度以上）があるとき及び、切口を傷めた場合は切り戻しを行うこと。
- ・生垣刈込は1度で刈込まないで、数回の刈込を通して徐々に刈地原型に仕立てること。特に、ヒノキやサワラのように不定芽の発生しにくいものは注意深く行うこと。
- ・生垣刈込の上幅は下幅よりも狭くすること。（おおむね3~5厘勾配程度）

- ・生垣及び列植部において枝葉の疎放な部分は、必要に応じて疎密をなくすように枝葉の誘引を行うこと。

エ) 管理目標にはない植物の除去

- ・刈込範囲内に、実生の木がある場合は根元より除去を行うこと。
- ・蔓性植物が樹木に絡まっている時は除去すること。

○ 藤棚剪定【公園】

ア) 樹木の特性に応じて適切な時期及び刈込量などを、十分に監督職員と協議し決定すること。

イ) 夏期剪定は花後の5月下旬から7月上旬に軽剪定、冬期剪定は12月から2月の落葉時期に基本剪定を目安に行うこと。

ウ) 仕立て方の留意点

- ・藤棚の枠からはみ出ている枝、枯れ枝、病虫害枝、危険枝、障害枝、弱小枝、徒長枝の剪定を行うこと。
- ・蔓の込み合っている部分は中透かしを行うこと。
- ・花芽を7~8芽残して切り落とすこと。
- ・葉芽はできるだけ少なくして、開花時の花を隠さないようにすること。
- ・剪定後、蔓の成長にむらがあるときは誘引を行って、藤棚全体に蔓がはうようにすること。

○ 支障枝剪定【公園・街路樹】

ア) 対象は、信号・標識などの視認に支障となっている枝、民地に越境している枝、台風、豪雪による枝折れ、及び枯れ枝などとし、必ず根元から剪定すること。なお、剪定した箇所については、その後1年間程度支障とならないようにすること。

イ) 原則として支障枝は1本の樹木に対し、3枝までとする。

○ 高木強剪定【街路樹】

ア) 強剪定は安全上などの理由によって樹形を縮小する必要があり、通常の剪定では対応できない場合に行う。

イ) 剪定方法は官民境界、建築限界及び樹の周囲の状況より、基本剪定よりも強めに樹が枯れない寸前まで幹・枝の剪定を行うこと。

ウ) 剪定時期は、原則として10月以降とし、夏期の実施については、十分に監督職員と協議して決定すること。

エ) 原則として極寒時は、暖地性樹木の強剪定は避けること。

○ 夏期剪定【街路樹】

ア) 樹冠の整正及び枝の込みすぎによる枯損枝の発生防止及び、台風などの強風による転倒防止を目的とする。

イ) 落葉樹の剪定時期は、原則として7月下旬から9月上旬までを標準とする。

ウ) 常緑樹の剪定時期は、原則として新梢の成長が停止する5月下旬から6月、または9月から10月までを標準とすること。

エ) 切詰め、枝すかし（枝抜き）などを主体とし、全体として枝葉量を減少させて台風による転倒対策を行いつつ、外輪部には葉を残して日陰をつくること。

○ 冬期剪定【街路樹】

ア) 樹形の骨格をつくることを目的とする。

イ) 原則として剪定時期は、12月上旬から3月下旬までを標準とすること。

ウ) 原則として極寒時は、暖地性樹木の強剪定は避けること。

○ 低木・中木刈込、寄植刈込【街路樹】

ア) 樹木の特性に応じて適切な時期及び刈込量などを十分に監督職員と協議し、決定すること。

・花卉類は、花芽の分化時期と着生位置に留意し刈込を行うこと。

イ) 敷地境界・施設からの離隔など

・官民境界沿いの樹木については民地に越境しない様に、官民境界から50cm以上離して刈込むこと。

ウ) 仕立て方の留意点

・枝の込み合っている部分は中透かしを行うこと。

・列植ものは高さ・幅の通りを通すこと。

・刈込面に枝の切口（直径1cm程度以上）があるとき及び、切口を傷めた場合は切り戻しを行うこと。

・刈込高さについては、車両運転手の見通しを確保するため、原則として樹高60cmまたは車道から80cmを超えないようにし、刈込幅については植樹ブロックの内側で刈込みを行って、車道及び歩道幅員を確保すること。なお、刈込高さについては必ず監督職員に確認すること。

・列植部において枝葉の疎放な部分は、必要に応じて疎密をなくすように枝葉の誘引を行うこと。

エ) 管理目標にはない植物の除去

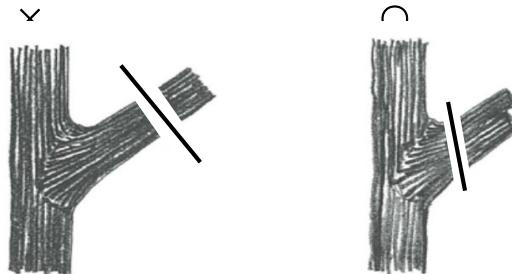
・刈込範囲内に、実生の木がある場合は根元より除去を行うこと。また、伐採木より枝が伸びている場合も伐採面より除去を行うこと。

・つる性植物が樹木に絡まっている時は除去すること。

<剪定 参考図>

【ぶつ切りの禁止】

枝の途中でぶつ切りするのではなく、枝の分岐部の根元（ブランチカラー（枝の襟）を傷つけない位置）で剪定すること

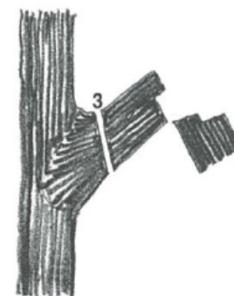
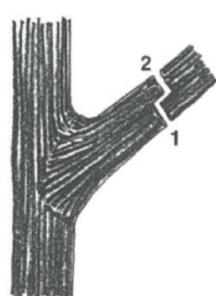


【太枝の剪定】

一度に大枝を切ると、枝の重さでつけ根から裂ける

1に切り込みを入れて枝の裂けを防ぎ、2にノコギリを入れ、枝先を切り落とす

「枝の襟（ブランチカラー）」を傷つけない位置3で軽くなった残りの枝を切り落とす



出典：『街路樹』

出典：(一社) 日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」 26 p 図 2-8

【主な不要枝】

- 徒長枝：当年生枝、前年生枝の中で、他の枝より異常に長く伸びる枝。
- 土用枝：春の成長が停止した後、夏以降に再び伸びる枝。徒長枝になりやすい。
- ひこばえ：根元、又は地中にある根元に近い根から発生する枝。別名やご。
- 胴吹き枝：樹木の衰弱などが原因で、幹から多数発生する小枝。
- からみ枝：他の枝に絡まるように伸びる枝。
- さかさ枝：樹木特有の性質に逆らって下方や樹冠内部に伸びる枝。
- ふところ枝：樹冠の内部で伸びる弱小な枝。
- 平行枝：同じ方向に近接して伸びる枝。
- 立枝：幹に平行して立ち上がって上に伸びる枝。

・植物生理上の枝の呼称

徒長枝

本年生枝、前年生枝の中で、他の普通の枝より異常に長く伸びる枝で、組織が軟弱なものが多い

土用枝（二番枝）

夏以降に伸びた枝で、徒長枝となりやすい

ひこばえ（やご）

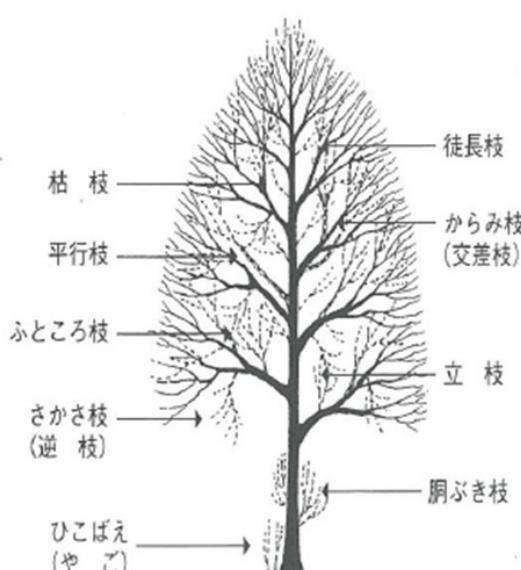
根元または地中にある根元に近い根から発生する小枝

胴吹き枝

樹木の衰弱が原因で、幹から発生した小枝

枯枝

枯死した枝



・形態からの呼称

からみ枝（交差枝）

他の枝に絡みついたような形になっている枝

さかさ枝（逆枝）

外側に伸びる性質に逆らい、枝の下や内側に向かって伸びる枝

ふところ枝

副主枝よりも内側にある弱小な枝

平行枝

同じ方向に伸びる上下に並行した枝

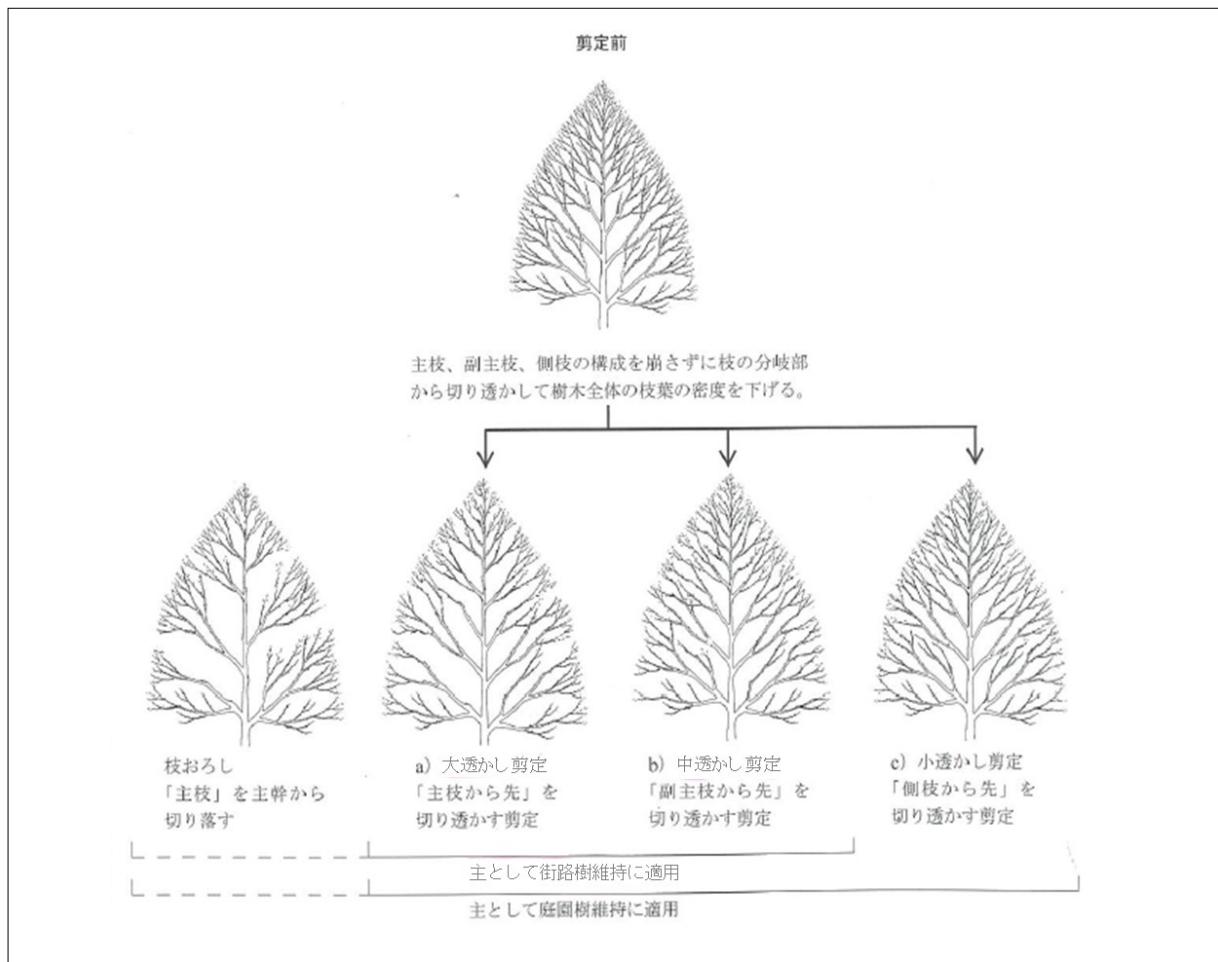
立枝

幹に並行して立ち上がって伸びる枝

出典：『街路樹』

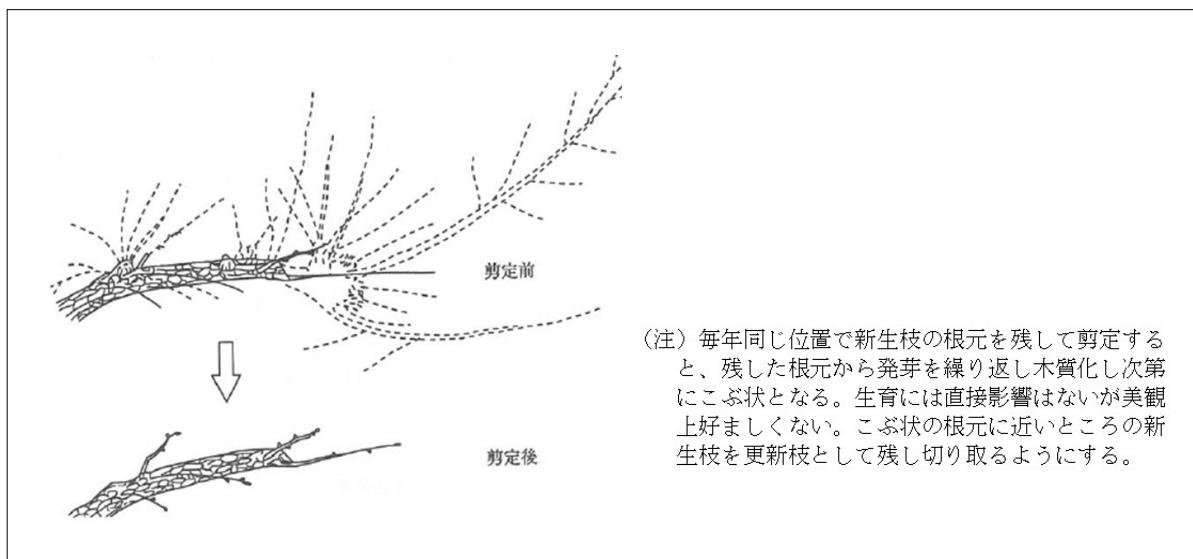
出典：(一社) 日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」 21 p 図 2-3

【枝抜き剪定】



出典：(一社) 日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」22 p 図 2-4

【切返し剪定 (こぶ状枝)】

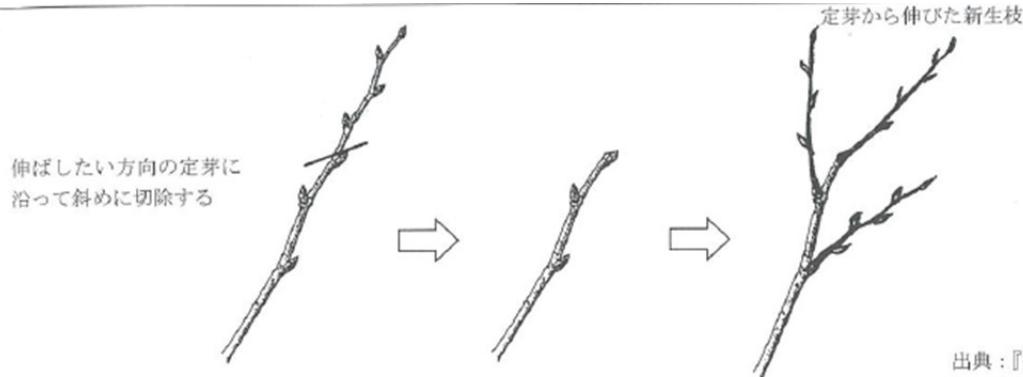


出典：(一財) 経済調査会「緑化植栽マニュアル 計画・設計から施工管理まで」

392 p 図 7-12 より

【切詰剪定】

(定芽がある若い枝の切り詰め)



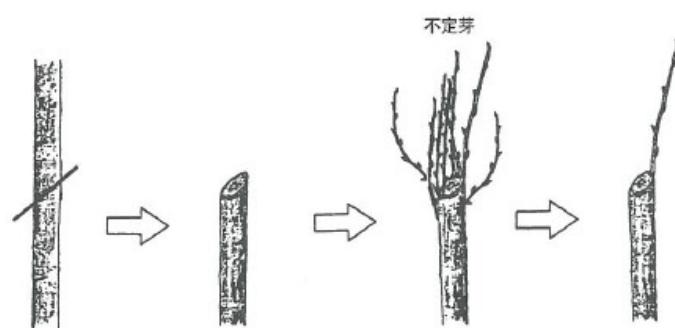
出典：『街路樹』

	適	不適
（互生の場合）		
（対生の場合）		

■ 剪定後の枯れ込み部位

出典：(一社) 日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」27 p 図 2-9-①

(定芽のない古い枝の切り詰め)



出典：『街路樹』

出典：(一社) 日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」 図 2-9-②

■ 支障木処理

<共通事項>

- ア) 支障木処理の目的……支障木（枯れ木、半枯れなど倒木の恐れがあるもの、ベッコウタケなどに侵された木、サボテン、ユッカ、アロエなど棘や葉先で怪我をする恐れのあるもの、シュロ・ビワなどの実生木及び、景観上、樹木管理上若しくは利用上、不必要的樹木）を伐採・抜根などの処置を行うことで事故・災害を未然に防ぎ、安全を確保するとともに、景観性の向上、樹林環境の適正化を図ることを目的とする。
- イ) 資格者の配置……作業にあたりチェーンソーを使用する場合には「チェーンソー作業者」又は「伐木作業者」を配置して、安全かつ適切に作業を行うこと。
- ウ) 以下のような作業を行う際には、監督職員と協議し、周辺住民や利用者に対して事前に作業の内容、作業日時などについて「看板」などにて十分周知すること。
- ・公園等におけるシンボルツリーのような主要な樹木の伐採を行う場合
 - ・公園等の広範囲の樹木について大規模な伐採を行う場合

○ 支障木処理（伐採）【公園・街路樹】

- ア) 支障木、特に松の枯木について発見した場合は、マツノザイセンチュウの可能性があるため、必ず監督職員に報告すること。
- イ) 伐採にあたっては、伐採する樹木の樹形、傾き、周辺樹木、施設などに配慮して伐倒方向を決め、ロープ、チルホールなどを使用し、周辺樹木、施設などを損傷しないよう注意すること。
- ウ) 伐採する樹木の切り株は、地際より処理し周囲と段差を生じないようにすること。ただし、ルートカラーが大きく地際での処理が困難な場合は、監督職員と協議して対応を決定すること。
- エ) 枯木以外の伐採木については、緑地等において萌芽更新を目的としている場合を除き、切り株より新芽が芽吹かないように、切断面の形成層に除草剤を塗布して、根まで枯らすようにすること。なお、除草剤は土壤への安全性が高い液体アミノ酸系（農薬登録品）を使用すること。
- オ) マツノザイセンチュウやナラ枯れによって枯死した樹木については、地面にシートなどの養生を行ってチェーンソーなどによる切屑が残らないようにし、発生材については焼却処分とすること。

○ 支障木処理（抜根）【公園・街路樹】

- ア) 抜根にあたっては、根切りチェーンソーを用いて縁石など周囲に影響のある根を切断し、周辺樹木、施設、埋設物などを損傷しないよう十分に注意すること。
- イ) 抜根によって生じた穴については周辺の土又は、植込み地用土などを用いて埋め戻し及び整地を行って段差の無いようにすること。

○ 間伐【公園】

- ア) 当項目は樹冠の閉じた樹林地を対象とする。
- イ) 対象木の選定に当たっては十分に監督職員と協議して決定すること。

- ウ) 間伐にあたっては、伐採する樹木の樹形、傾き、周辺樹木、施設などに配慮して伐倒方向を決め、ロープ、チルホールなどを使用し、周辺樹木、施設などを損傷しないよう注意すること。
- エ) 間伐する樹木については、チェーンソーなどを用いて地際より処理し、段差を生じないようすること。
- オ) 枯木以外の間伐木については切り株より新芽が芽吹かないように、切断面の形成層に除草剤を塗布して、根まで枯らすようにすること。なお、除草剤は土壤への安全性が高い液体アミノ酸系（農薬登録品）を使用すること。

○ 除伐【公園】

- ア) 当項目は樹冠の閉じた樹林地を対象とする。
- イ) 対象範囲内の幹周 10 cm 以内の樹木及び蔓を地際より切断し、樹木に巻き付いている蔓も除去すること。
- ウ) 対象範囲内の草刈を合わせて行うこと。なお、草刈費用は別途計上せず、除伐単価に含まれるものとする。
- エ) 残す樹木周りにおいてはチップソーの使用は厳禁とし、必ず人力による作業を行って樹木が損傷しないよう注意すること。

■ 支柱撤去【公園・街路樹】

既設の支柱について、本来機能を果たしていないものについて安全性及び、美観の確保のために撤去を行うもの。

- ア) 他の作業中及び巡回中に、壊れて危険な支柱や腐食した支柱など、明らかに効果の無いもの並びに、樹木に食い込んでいる支柱を発見した時は監督職員に連絡し、対応について協議を行うこと。ただし、さくくれや釘などにより公園や道路の利用者に危険な場合は直ちに撤去を行い、監督職員に報告すること。
- イ) 二脚鳥居の添木が高木から外れている時は速やかに監督職員に連絡し、対応について協議を行うこと。ただし、添木が傾いて通行車両及び通行人に危険が生じる恐れがある場合は直ちに添木を撤去すること。
- ウ) 原則として樹木を損傷しない様に注意しながら引き抜くこと。ただし、支柱に根が食い込んでいる場合は地際で切断すること。
- エ) 樹木に棕櫚繩・幹巻材などが残っている場合は合わせて取り除くこと。
- オ) 支柱が樹木の幹及び枝を傷めている場合は、損傷部に癒合剤を塗布して樹木の養生を行うこと。
- カ) 撤去によって生じた穴については、周辺の土を用いて埋め戻しを行い段差の無いようにすること。

■ 灌水【公園・街路樹】

公園、街路樹などの樹木について良好な生育を維持するために行う。

- ア) 夏期などの乾燥の続いた時や新植樹木が活着するまでの期間及び、作業中に樹木の萎縮状態が少しでも見られた時は直ちに監督職員に報告し灌水について協議を行うこと。

- イ) 原則として早朝若しくは夕方に、枝葉に直接かからないよう注意しながら根元の土に十分な水を与えること。
- ウ) 地表面が乾燥して給水量が足りない時は、植物に水を供給することを念頭におき、時間を置いて再度灌水を行い十分な水を与えること。
- エ) 灌水によって表土の乱れや道路を汚さないようにし、通行人や通行車両、付近住民に迷惑をかけないよう注意すること。
- オ) 公園内の灌水については公園内の水道施設を利用することができるものとする。
- カ) 街路樹において、灌水に必要な水については受託者の負担とする。
- キ) 生垣及び連続した中低木などは「寄植」とし、求積は投影面積とすること。

・高木標準灌水量

1 本当たり

幹周 (cm)	30 未満	30~59	60~99	100~
灌水量 (ℓ)	25	45	60	80

・中低木標準灌水量

1 本当たり

種別	1 本立ち
灌水量 (ℓ)	15

・中低木（生垣）標準灌水量（寄植） 1 m²当たり

種別	寄植
灌水量 (ℓ)	20

■ 病虫害防除

<共通事項>

- ア) 目的……病気や害虫により樹木が著しく損傷を受けたり、美観が損なわれたりする前に適切な措置を講じ、病虫害による被害を最小限にすることを目的に行う。
- イ) 害虫については、原則として剪定防除を第 1 に優先し、薬剤散布は、害虫が樹木全体に拡散して剪定防除では対応できない場合に行うこと。

○ 薬剤散布【公園・街路樹】

ア) 薬剤散布の適用条件

- ・病虫害の発生していない樹木・影響範囲外の樹木及び、予防のための散布は絶対に行わないこと。なお、対象樹木・散布範囲は必要最小限度とする。

イ) 散布日時

- ・散布日時については監督職員と十分に協議し決定すること。
- ・薬剤散布は、無風又は風の弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向きなどに注意すること。
- 特に田や畑近辺での散布については、作物のポジティブリスト制度（食品衛生法に基づく残留基準値が設定されていない農薬などが一定量以上含まれる食品の販売などを原則禁止する制度）があるため、必ずドリフト低減措置を行って

周辺作物への影響防止対策を徹底すること。

- ・雨上がりの幹肌が濡れた状態及び、散布後の降雨の影響で薬剤が流れないよう十分な乾燥時間が取れない場合は散布を延期すること。

ウ) 資格者の配置

- ・薬剤散布は、「千葉県農薬管理指導士」の適切な指導管理の下を行うこと。

エ) 薬剤散布の仕様・注意点

- ・農薬取締法に基づいて登録された当該防除対象物などに適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度など）及び使用上の注意事項を守って行うこと。
- ・病虫害の被害状況を良く把握し、薬剤には必ず展着剤を混合して残存効果期間を延ばすとともに、ドリフト低減措置を記載した散布計画書を提出して監督職員の承諾を得てから着工すること。
- ・薬剤散布は、樹幹、樹枝、枝葉の表裏をむらなく行うこと。
- ・使用農薬は汎用性のある非有機リン系農薬（薬剤散布A）を使用し、害虫に耐性がつかないよう農薬の種類を変更すること。（同一種類の継続はおおむね5年程度とすること）
- ・チョウ、ガの幼虫駆除に特定する場合は、薬剤散布Bを使用し使用農薬は「フルベンジアミド水和剤」を使用すること。
- ・薬剤の空容器については、適正な処分をすること。
- ・散布後は、落下してきた害虫の清掃を行い、害虫の死骸による第三者への不快感を与えないようにすること。

オ) 周辺住民への配慮

- ・受託者は、周辺住民に対して事前に農薬の目的、散布日時、使用農薬の種類などについて「看板」及び「チラシ」などにて十分周知するとともに、散布作業時には、「立て看板」の表示などにより住民が立ち入らないよう最大限の配慮を行うこと。
- ・散布後の一定期間（おおむね1週間程度）、散布と薬剤などについての周知を行うこと。

カ) 散布後について

- ・散布完了日から2週間以内に害虫などが確認された場合には、受託者の責任において再度薬剤散布を行うこと。

キ) 作業記録

- ・受託者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物など、使用した農薬の種類又は名称ならびに、使用した農薬の単位面積あたりの使用量及び希釀倍率を記載した農薬使用記録簿を作成し、一定期間（3年間）保管すること。

ク) 原則として街路樹高木の薬剤散布については、通行人及び通行車両が少ない夜間及び早朝に散布を行うこと。

・主な害虫及び樹種

種類	発生しやすい樹種	発見のポイント
チャドクガ	ツバキ、サザンカ類 (4~9月頃)	・葉表に整然と並んでいる。
モンクロシャチホコ	サクラ、ウメなどバラ科植物 (8~10月頃)	・葉に並んで群生するので、よく観察する。
イラガ	サクラ、シラカシ、カエデ、ベニカナメモチなど (4~9月頃)	・集団で葉裏に寄生し食害するため、葉が透かし状になる。 ・地面に黒い虫糞が無数に落ちている。
アメリカシロヒトリ	サクラ、ハナミズキ、プラタナス、モミジバフウ、ウメなど (5~10月頃)	・葉を糸でつづり合わせた巣網を作る。 ・葉脈を残して食害するので、葉が透かし状になる。
マツカレハ	クロマツ、アカマツ、ヒマラヤスギ、モミなど (5、9月頃)	・集団で新芽を食害するため、被害部分が塊状になる。 ・枝の先に茶灰色の繭を作る。

【公園】

・高木標準薬剤散布量

100 本当たり

幹周 (cm)	60 未満	60~119	120~179	180 以上
散布量 (ℓ)	350	770	1220	1670

・中低木標準薬剤散布量

100 本当たり

樹高 (m)	0.6 未満	0.6 ~ 1.5 未満	1.5 ~ 3 未満
散布量 (ℓ)	100	150	220

・中低木標準薬剤散布量（寄植） 100 m²当たり

樹高 (m)	1 未満	1 以上
散布量 (ℓ)	100	150

・生垣標準薬剤散布量 100m 当たり

種別	生垣
散布量 (ℓ)	330

・芝生地標準薬剤散布量 100 m²当たり

種別	芝生地
散布量 (ℓ)	50

【街路樹】

- ・高木標準薬剤散布量 100 本当たり

幹周 (cm)	60 未満	60 以上
散布量 (ℓ)	350	770

- ・中低木標準薬剤散布量 100 本当たり

樹高 (m)	0.6 未満	0.6~1 未満	1~2 未満	2~3 未満
散布量 (ℓ)	70	100	150	220

- ・中低木標準薬剤散布量（寄植） 100 m²当たり

樹高 (m)	1 未満	1 以上
散布量 (ℓ)	100	150

○ 剪定防除【公園・街路樹】

- ア) 受託者は対象樹木を良く観察し、害虫の発生している枝をすべて、根元から剪定を行って害虫の捕獲を行い、取り残しの無いようにすること。
- イ) 剪定防除完了後 1 週間以内に巣網の取り残しが確認された場合には、受託者の責任において再度剪定防除を行うこと。
- ウ) 剪定枝の清掃は入念に行い、害虫の取り残しの無いようにすること。また、剪定枝については処分場による焼却処分などを行って害虫の拡散を防ぐこと。

■ 施肥【公園・街路樹】

公園、街路樹などの植栽について良好な生育を維持するために行う。

- ア) 原則として肥料の種類は有機肥料とし、対象樹木の生育状況により「窒素」「リン酸」「カリ」の配合比率について監督職員と十分に協議を行い、種類及び施肥量を決定すること。
- イ) 高木施肥は樹木の幹を中心にして、葉張りの外周線下に深さ 15~30 cm の溝又は穴（4 か所）を掘り、直接根に触れないように注意しながら施肥した後、埋め戻しを行うこと。ただし、植樹枠などにより制限がある場合はできるだけ幹から離して、穴（2 か所以上）を掘って施肥を行うこと。
- ウ) 中低木施肥（1 本立ち）は輪肥・壺肥を主体として高木施肥に準じて行うこと。
- エ) 中低木施肥（寄植え）、生垣及び芝生地は所定量を均一に地表面散布すること。
- オ) 打込肥料については地表面まで打込み、突起の無いようにすること。また、地表面が踏み固められている時は、予掘りを行ってから打込みを行い、打込肥料の破損を起こさないようにすること。

【公園】

- ・高木標準施肥量 100 本当たり

幹周 (cm)	30 未満	30~59	60~89	90~119	120 以上
施肥量 (kg)	30	50	60	80	100

- ・中低木標準施肥量 100 本当たり

種別	1 本立ち
施肥量 (kg)	5

- ・中低木標準施肥量（寄植） 100 m²当たり

種別	寄植
施肥量 (kg)	10

- ・生垣標準施肥量 100m 当たり

種別	生垣
施肥量 (kg)	10

- ・芝生地標準施肥量 100 m²当たり

種別	芝生地
施肥量 (kg)	6

【街路樹】

- ・高木標準施肥量 100 本当たり

幹周 (cm)	60 未満	60 以上
施肥量 (kg)	50	70

- ・中低木標準施肥量 100 本当たり

種別	1 本立ち
施肥量 (kg)	5

- ・寄植標準施肥量 100 m²当たり

種別	寄植
施肥量 (kg)	10

■ 草刈・芝刈

<共通事項>

ア) 目的と工法

- ・草刈及び芝刈は、植栽空間の美観を維持、又は利用性の向上、防犯・防災、及び草地環境の維持保全のために、環境に合わせた工法で行う。

イ) 作業後について

- ・作業完了後 1 週間以内の確認時に、明らかな刈むら及び刈残しが見られた場合には、受託者の責任において再度行うこと。

ウ) 廃棄物の処理について

- ・除草による発生材は一般廃棄物とし、適切に処理した旨を示した伝票を提出しなければならない。ただし、処分費が含まれない委託（刈りっぱなし、集草まで、運搬まで）に関しては、監督職員の指示による。
- ・作業範囲内の廃棄物（塵芥）については入口付近又は収集しやすいところに集積し、監督職員に連絡すること。

○ 人力除草【公園・街路樹】

ア) 人力除草の適用……人力除草は、植栽樹木の密度が高く、草刈機械の使用が不適当な場所や低木類を寄せ植えしてある場所などで人力にて行う作業のことを言う。

イ) 実施時期、実施範囲など

- ・実施回数……5 回/年を想定している。
- ・実施時期……1 回目は 4 月中旬～5 月上旬、2 回目は 6 月上旬～下旬、3 回目は 7 月下旬～8 月中旬、4 回目は 9 月中旬～10 月上旬、5 回目は 11 月上旬以降を想定しており、本業務について 1 回目（4 月中旬～5 月上旬）及び 2 回目（6 月上旬～下旬）の作業は別途委託とし、3 回目以降を対象とする。なお、2 回目及び 3 回目の除草については、夏祭りなどの開催に合わせて行うこと。
- ・具体的な実施に当たっては、実施時期、実施範囲などについて監督職員と十分に協議し決定すること。

ウ) 人力除草の仕様・注意点

- ・除草器具などを用い、既存植物を傷めないよう雑草を地際（刈高 0 cm）で刈り取ること。
- ・フェンスや樹木に絡まっている蔓性植物もすべて地際で刈り取ること。
- ・除草範囲内について、実生の木がある場合は地際で刈り取るとともに、高木の高さ 2m 以下の胴吹き・ヤゴ及び垂れ下がった枝については除去し、伐採木より枝が伸びている場合も伐採面より除去を行うこと。
- ・除草時に合わせて枯葉及びゴミの清掃を行うこと。なお清掃費は別途計上せず、人力除草計上の単価に含めるものとする。
- ・刈草の収集や清掃を行うときは、刈草や塵埃が飛散しないように注意し、第三者及び車両などへ迷惑が掛からないようにすること。

エ) 公園の除草は公園外周側溝との間の雑草も除去するものとする。ただし、求積は公園外周の縁石内側までとする。

オ) 街路樹の除草は植樹枠外周と舗装との間の雑草も除去するものとする。ただし、求積は植樹枠の縁石内側までとする。

○ 草刈・芝刈【公園・街路樹】

ア) 適切な機械・手法の適用

- ・現場状況に応じ、適切な機械・手法（肩掛け式、ハンドガイド式、人力など）を用い作業を行うこと。
- ・樹木周り、施設近辺においてはチップソー・ナイロンコードの使用は厳禁とし、必ず人力による作業を行って樹木及び施設などが損傷しないよう注意すること。なお、ハンドガイド式（HG式）計上内における「肩掛け式」「人力除草」による作業費、肩掛け式計上内における「人力除草」による作業費は別途計上せず、ハンドガイド式計上及び肩掛け式計上の各単価に含めるものとする。
- ・公園、その他障害物のない空地において $1,000\text{ m}^2/\text{か所}$ を超える草刈は、原則としてハンドガイド+肩掛け式を適用するが、樹木・施設などの障害物などがある場合は、状況に応じた機械・手法を適用する。
- ・河川敷及び堤防においては、原則としてハンドガイド式を適用するが、樹木・施設などの障害物などが多い場合は、状況に応じた機械・手法を適用する。

イ) 実施時期、実施範囲など

- ・実施回数……5回/年を想定している。
- ・実施時期……1回目は4月中旬～5月上旬、2回目は6月上旬～下旬、3回目は7月下旬～8月中旬、4回目は9月中旬～10月上旬、5回目は11月上旬以降を想定しており、本業務について1回目（4月中旬～5月上旬）及び2回目（6月上旬～下旬）の作業は別途委託とし、3回目以降を対象とする。なお、2回目及び3回目の除草については、夏祭りなどの開催に合わせて行うこと。
- ・街路樹の草刈については、駅周辺及び通行量の多い路線から開始すること。
- ・具体的な実施に当たっては、実施時期、実施範囲などについて監督職員と十分に協議し決定すること。

ウ) 草刈・芝刈の仕様・注意点

- ・刈込高（通常1～3cm以下）などは、監督職員と十分に協議し決定すること。
- ・機械を用いて草刈・芝刈を行う場合は、ネットなどによる養生を十分に行い、第三者及び車両などへの飛石、防塵対策を徹底すること。
- ・草刈・芝刈時に樹木の幹肌を損傷し樹木が枯損した場合や施設に損傷を与えた場合は、受託者の負担で同等品の補植・補修を行うこと。
- ・刈りむら及び刈り残しのないよう均一に刈込むこと。
- ・フェンスや樹木に絡まっている蔓性植物もすべて地際で刈り取ること。
- ・草刈・芝刈範囲内について、実生の木がある場合は地際で刈り取るとともに、高木の高さ2m以下の胴吹き・ヤゴ及び垂れ下がった枝については除去し、伐採木より枝が伸びている場合も伐採面より除去を行うこと。
- ・刈りっぱなし箇所においても、出入口付近及び舗装通路部などにおいては刈草を取除くこと。
- ・芝生地については、ほふく茎が芝生地内外の施設に乗り上がらないよう、また、低木の根元に進入しないよう、芝生の縁切りを行うこと。
- ・草刈・芝刈時に合わせて枯葉及びゴミの清掃を行うこと。なお、清掃費は別途計上せず、草刈・芝刈計上の各単価に含めるものとする。
- ・刈草の収集や清掃を行うときは、刈草や塵埃が飛散しないように注意し、第三者及び車両などへ迷惑が掛からないようにすること。

- エ) 公園の草刈、芝刈は公園外周側溝との間の雑草も除去するものとする。ただし、求積は公園外周の縁石内側までとする。
- オ) 街路樹の草刈は植樹枠の植樹ブロック外周と舗装の間の草も刈り取ること。なお、この部分の作業費は別途計上せず、求積は植樹枠の縁石内側までとする。

○ 除草剤散布、成長抑制剤散布【公園・街路樹】

ア) 除草剤の適用条件

- ・本来、草及び芝の生えてはいけない場所（舗装内など）に、草及び芝が侵食した場合など、他の方法では対応が難しい場合に適用し、散布範囲は必要最小限度とすること。
- ・散布範囲、散布時期は、監督職員と協議し決定すること。

イ) 成長抑制剤の適用条件

- ・グラウンドゴルフ、お祭り及びその他の公園使用が多く、通常の草刈回数で対応できない場合に適用し、散布範囲は必要最小限度とすること。

ウ) 敷布日時

- ・散布日時については監督職員と十分に協議し決定すること。
- ・除草剤及び成長抑制剤散布は、無風又は風の弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向きなどに注意すること。

特に田や畠近辺での散布については、作物のポジティブリスト制度（食品衛生法に基づく残留基準値が設定されていない農薬などが一定量以上含まれる食品の販売などを原則禁止する制度）があるため、必ずドリフト低減措置を行って周辺作物への影響防止対策を徹底すること。

- ・雨上がりの幹肌が濡れた状態及び、散布後の降雨の影響で薬剤が流れないように、十分な乾燥時間が取れない場合は散布を延期すること。

エ) 資格者の配置

- ・除草剤及び成長抑制剤散布は、「千葉県農薬管理指導士」の適切な指導管理の下を行うこと。

オ) 除草剤及び成長抑制剤散布の仕様・注意点

- ・農薬取締法に基づいて登録された当該防除対象物などに適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度など）及び使用上の注意事項を守って行うこと。
- ・除草剤は土壤への安全性が高い液体アミノ酸系（農薬登録品）を使用し、根まで枯らすこと。
- ・成長抑制剤は茎葉処理型とし、ビスピリバッカナトリウム塩同等品を使用すること。
- ・除草剤及び成長抑制剤散布は、雑草の茎葉にむらなく散布するとともに、必要最小限度にとどめること。
- ・雑草周辺の樹木にかかるないように十分に注意して散布すること。
- ・薬剤の空容器については、適正な処分をすること。

カ) 周辺住民への配慮

- ・受託者は、周辺住民に対して事前に農薬の目的、散布日時、使用農薬の種類などについて「看板」などにて十分周知するとともに、散布作業時には、住民が立ち入らないよう最大限の配慮を行うこと。
- ・除草剤散布作業時には、「土壤を汚染しない除草剤」であることを明示した「たて看板」を表示すること。
- ・散布後の一定期間（おおむね 1週間程度）、散布と薬剤などについての周知を行うこと。

キ) 作業記録

- ・受託者は、除草剤及び成長抑制剤を使用した年月日、場所及び対象植物など、使用した農薬の種類又は名称ならびに使用した農薬の単位面積あたりの使用量及び希釈倍率を記載した農薬使用記録簿を作成し、一定期間（3年間）保管すること。

○ 防草シート設置【公園・街路樹】

- ア) 防草シートの材質についてはポリプロピレン・4層スパンボンド不織布（厚さ0.64 mm）グリーン同等品以上とすること。
- イ) 設置面の整正を行って不陸を無くすこと。
- ウ) ジョイント部より雑草が生えないように、10 cm程度重ね合わせること。
- エ) 端部は構造物（縁石など）上に10 cm程度重ねて、端部より雑草が生えないようにすること。なお、構造物と防草シートは接着剤などを用いて固定すること。
- オ) 防草シートが浮き上がらないように、4~6 か所/m²程度ワッシャー・固定ピンを用いて固定すること。
- カ) 草花を植え付ける箇所の切込みについては、必要最低限の大きさとすること。
- キ) 花の周囲の切り込みはテープなどを用いて、雑草が生えないよう固定すること。

■ 芝の管理【公園】

公園緑地などにおける芝生地において適切な処置を行い芝生の成長を良好に保つことで美観の向上などを目的とする。

<共通事項>

時期及び施工範囲について監督職員と十分に協議し決定すること。

○ 目土かけ

- ア) 目土厚さは0.5 cmを基準とし、露出した地下茎の保護及び平坦性の確保を目的に行うこと。ただし、2 cmを超えないように注意すること。
- イ) 目土材は植物の根茎、ガレキなど不純物が無い畠土とし、必要に応じてふるい分けをしたものを使用すること。

○ 抜根除草

- ア) 除草器具などを用い、既存植物を傷めないよう雑草を根より抜き取ること。
- イ) フェンスや樹木に絡まっている蔓性植物もすべて地際で抜き取ること。

- ウ) 抜根除草範囲内について、実生の木がある場合は地際で刈り取るとともに、高木の高さ 2m 以下の胴吹き・ヤゴ及び垂れ下がった枝については除去し、伐採木より枝が伸びている場合も伐採面より除去を行うこと。
- エ) 抜根除草完了日から 1 週間以内に明らかな雑草の抜き残しがあった場合には、受託者の責任において再度抜根除草を行うこと。
- オ) 抜根除草に合わせて枯葉及びゴミの清掃を行うこと。なお清掃費は別途計上せず、抜根除草計上の単価に含めるものとする

○ ブラッシング

- ア) ほふく茎や根などを切断するとともに、茎葉の間の枯葉枯茎（サッチ）を除去し、更新を促すため、レーキやホークなどで丁寧にすき均すこと。
- イ) 発生した枯葉枯茎は速やかに片付を行うこと。

○ エアレーション

- ア) コアの間隔は 15 cm、深さは 7 cm を標準としコア穴を崩さないようエアレーターの速度に注意すること。
- イ) コアの径は 1~3 cm を標準とすること。
- ウ) 発生したコアは碎いて地盤の低いところに敷き均すこと。
- エ) 実施に当たっては現地の状況に合わせて、エアレーションの機械・機具について監督職員と協議して決定すること。

○ 補植

- ア) 芝の種類……「野芝」「高麗芝」又は「ティフトン芝」とし、種類については監督職員に確認すること。
- イ) 補植箇所を深さ 15~20 cm 堀り起こして耕転を行い、ゴロ土やゴミを取り除くこと。
- ウ) 耕転後、沈下防止のためローラーや足などで転圧し、周囲の高さに合うよう不陸整正を行った後、芝の張り付けを行うこと。
- エ) 縦目地がそろわないように注意しながらベタ張り（100%）を行い、ローラーにて仕上げ転圧を行うこと。なお、法面については、転圧後に目串（3~4 か所/枚）を打って張芝がずれないようにし、芝の活着に努めること。
- オ) 目土
 - ・ 目土厚さは 2 cm を基準とし、3 cm を超えないように注意しながら均一に散布を行うこと。
 - ・ 目土材は植物の根茎、ガレキなど不純物が無い畑土とし、必要に応じてふるい分けをしたものを使用すること。
- カ) 養生……張付後灌水を行って活着に努めること。また、活着までの期間は第三者が立ち入らないよう立入禁止措置を行って芝生の養生を行うこと。
- キ) 補償……補植後 1 年以内に枯死した場合は、受託者の負担で再補植を行うこと。

■ 清掃

公園、街路樹などにおいて、機能性及び美観の向上を図るもの。

<共通事項>

時期及び施工範囲について監督職員と十分に協議し決定すること。

○ ゴミ拾い【公園】

- ア) 吸殻、空き缶、ビニールなどのゴミの集積を行い、公園などの美観を維持すること。
- イ) 清掃は1回／月を基本とし、作業の実施場所は委託箇所一覧・参考数量表（別紙2）を参照して、実施時期、実施範囲などについては、監督職員と十分に協議し決定すること。
- ウ) ゴミ処理について
 - ・公園清掃によるゴミは公園内のゴミ箱又は、公園内の端に収集しやすいように集積し、監督職員に公園名及び集積量の報告をすること。
 - ・基本は「燃やすごみ」「燃やさないごみ」の分別収集とするが、分別方法については監督職員に確認しその指示に従うこと。
- エ) 清掃に必要な用具類、消耗品、ゴミ袋などについては受託者の負担とする。

○ 落葉清掃【公園・街路樹】

- ア) 樹木の落葉の集積を行い、公園などの美観を維持すること。
- イ) 落葉清掃は11月から1月までを見込んでおり、実施時期、実施範囲などについては、監督職員と十分に協議し決定すること。
- ウ) 集積した落葉の処理について
 - ・落葉清掃による落葉はゴミ袋等にまとめ、公園内のゴミ箱又は、公園内の端に収集しやすいように集積し、監督職員に公園名及び集積量の報告をすること。
 - ・街路樹の落葉清掃による落葉はゴミ袋等にまとめ、近くの公園のゴミ箱または、公園内の端に収集しやすいように集積し、監督職員に公園名及び集積量の報告をすること。
- エ) 清掃に必要な用具類、消耗品、ゴミ袋などについては受託者の負担とする。

○ U型側溝清掃・管渠清掃・集水枡清掃・U型側溝蓋取替【公園・街路樹】

- ア) 構造物などを汚さないように、側溝底、集水枡泥留めに堆積した土砂を取り除くこと。なお、構造物を汚した場合は清掃して汚れを取り除くこと。
- イ) 発生した残土については監督職員と協議を行い、場内で敷き均せない場合は場外（塩浜4丁目緑地）に運搬し、敷き均しを行うこと。
- ウ) 撤去した側溝蓋には処分費が含まれているので、適切に処分すること。

○ 園路水洗い・路面水洗い【公園・街路樹】

- ア) 水洗い又は洗剤を用いて、鳥の糞・樹液などを取り除くこと。
- イ) 洗浄後は園路に、水たまりがないようにすること。

○ ベンチ水洗い【公園】

- ア) 水洗い又は洗剤を用いて、鳥の糞・樹液などを取り除くこと。

イ) 洗浄後は水を拭きとつて速やかに利用できるようにすること。

■ 樹木等植栽

公園、街路樹などの樹木の枯れた跡及び裸地部分に植栽を行って、景観の向上を図るもの。

<共通事項>

- ア) 時期、樹種及び施工範囲について監督職員と十分に協議し決定すること。
- イ) 材料は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植出しに耐えられるよう栽培され、細根が多く発生しており、かつ徒長していない整一な形姿のものとすること。
- ウ) 基本は植え付け時に発酵鶏糞又は有機肥料の混合とするが、土の状況を考慮しより適した有機肥料及び施肥量を監督職員と十分に協議して決定すること。
- エ) 植え付けに際しては根鉢周囲を良く耕転し、根の伸長を促すこと。
- オ) 材料搬入確認後直ちに植え付け及び、水極めを行って根部の周りに空隙を生じないようにし、活着に努めること。
- カ) 植え付け後 1 年以内に枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね 3 分の 2 以上となった場合又は、通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね 3 分の 1 以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む）となった場合は、受託者の負担で植え直しを行うこと。なお、枯死又は形姿不良の判定は監督職員と立会いのうえ行うものとする。

○ 高木植栽【公園・街路樹】

- ア) 幹巻は主幹の 2/3 以上行うこと。
- イ) 植え付けに際しては、公園においては公園内から見て樹木を正面とし、街路樹においては歩道から車道に向かって正面とすること。
- ウ) 支柱の規格については、監督職員と協議して決定すること。
- エ) 下枝を切る高さ及び位置については公園利用者や歩行者、車両の通行を考慮し、監督職員と協議して決定すること。
- オ) 水鉢を設けて樹木の活着に努めること。
- カ) ハナミズキの色は白色とする。
- キ) 原則としてヤマモモ及びクロガネモチは雄花とするが、現地の状況によっては雌花になる場合があるので、必ず監督職員に確認すること。

○ 中木植栽【公園・街路樹】

- ア) 植え付けに際しては、公園においては公園内から見て樹木を正面とし、街路樹においては歩道から車道に向かって正面とすること。
- イ) 支柱の規格については、監督職員と協議して決定すること。
- ウ) 灌水後に樹木の浮き上がりが見られた時は植え直しを行うこと。
- エ) 水鉢を設けて樹木の活着に努めること。

○ 低木植栽【公園・街路樹】

- ア) 花の色については、監督職員の指示によるものとする。
- イ) 植え付けは 4~6 本/ m^2 を基本とし、監督職員と協議して決定すること。
- ウ) 灌水後に樹木の浮き上がりが見られた時は植え直しを行うこと。

○ 地被類植栽【公園・街路樹】

- ア) 植え付けに際しては、既存の床土を 30 cm程度掘り起こして耕転を行い、ゴロ土やゴミを取り除くこと。
- イ) 植え付けは 25~49 鉢/ m^2 を基本とし、監督職員と協議して決定すること。
- ウ) 灌水後に樹木の浮き上がりが見られた時は植え直しを行うこと。

標準施肥量

規格	高木 (g/本)	中木 (g/本)	低木 (g/本)	地被 (g/m^2)
施肥量	2,000	400	200	200

■ 防根シート設置【街路樹】

- 樹木の生長に伴って、根が植樹枠ブロック及び歩道を持ち上げないよう、根上りを防止することを目的とする。
- ア) 設置箇所及び設置延長については監督職員と良く協議を行って決定すること。
 - イ) 材料は厚さが 0.69 mm、4 層スパンボンド不織布にポリプロピレン樹脂を両コーティングしたものと同等品以上のものとすること。
 - ウ) 高木植栽時に歩道側に根が侵入しないように、歩道面から深さ 50 cmの位置まで設置すること。
 - エ) 防根シートがたれないように十分注意して埋め戻しを行うこと。

■ 支柱設置

高木植栽時にはまだ十分な根が張っていないため、強風などにより樹木が倒れたり、新しく張り出した根が切断されたりしないように支柱を設置して、樹木の生長を助けることを目的とする。

<共通事項>

- ア) 杉丸太類はタナリス注入材同等品以上とする。
- イ) 竹支柱の先端部は節止めとする。
- ウ) 設置する支柱の形状については、監督職員と協議して決定すること。
- エ) 支柱の形状については、国土交通省土木工事標準設計図集【平成 15 年東北地方整備局版】を標準とする。

○ 1 本支柱設置（フジ専用）【公園】

- ア) 設置する場所については監督職員と協議して決定すること。
- イ) 支柱は杉梢丸太（L=4m 末口径 $\phi 30\text{ mm}$ ）を使用すること。
- ウ) 元口側を地中に 300 mm埋め込むと同時に、亜鉛メッキ鉄線 18 番を用いて末口側をパーゴラに綾掛・割縄掛にて固定すること。なお、固定するパーゴラ材が鉄製

金属の場合は、腐食を起こさないように杉皮などにてパーゴラ材の養生を行うこと。

エ) フジを右回りに支柱に巻きつけるとともに、上端部、中間部、地際部の 3 か所にて杉皮、棕櫚繩を用いてフジを支柱に割縫掛にて固定すること。

オ) 鉄線及び棕櫚繩による結束については、2 本取り 3 回巻きの計 6 回巻き以上とすること。

○ 二脚、三脚鳥居、十字鳥居、ハツ掛け支柱、竹 1 本支柱、布掛け支柱設置

【公園・街路樹】

ア) 設置に際し、公園においては公園内から見て樹木を正面とし、街路樹においては歩道から車道に向かってを正面とすること。

イ) 連続する場合は高さ、通りを通して設置すること。

標準対応幹回り (cm)

二脚（無）	二脚（有）	三脚	十字	組合せ	八（4000）	八（6000）
20～29	～29	30～59	30～59	40～74	20～34	30～74

■ 土系舗装【公園・街路樹】

園路の軽易な補修及び、防草を目的とする。

ア) 原則として、舗装材の主成分は真砂土と無機固化剤の組み合わせとし、透水及び保水性のあるものとする。

イ) 現地の状況に応じて、すきとり又は補充材を用いて土系舗装厚 ($t=50\text{ mm}$) が確保できるよう整地及び締め固めを行うこと。なお、すきとった余分な土は周囲の植込み地に敷き均すこと。

ウ) スコップ、レーキなどを用いて水勾配に注意しながら、土系舗装材の敷き均しを行うこと。

エ) 木ごてを用いて表面仕上げ及び締め固めを行うこと。

オ) ジョロなどを用いて均一に十分な散水を行うこと。

カ) 舗装材が硬化するまでカラーコーンなどにて養生を行い、第三者の立入を防ぐこと。

■ 客土補充【公園・街路樹】

樹木等植栽部において地盤が沈下していて排水不良が想定される場合に、客土補充を行って水溜りを防ぎ、樹木の生長を助けることを目的とする。

ア) 補充材は畑土と呼ばれている肥沃土又は耕作地土壤とし、雑草、石、ゴミなどが混入していないものを使用すること。

イ) 対象箇所、敷き均し面積及び厚さについては、監督職員の指示によること。

ウ) 補充箇所の周囲を汚さないようにすること。また、汚した場合は清掃を行って汚れを取り除くこと。

■ 広場管理

<共通事項>

施工時期、施工範囲及び種類について監督職員と協議して決定すること。

○ 広場不陸整正（補充材無し）【公園】

- ア) 機械又は人力にて公園内の不陸整正（ $t=\pm 100\text{ mm}$ 内外）を行い、振動ローラーなどにて十分に締め固めること。
- イ) 十分な排水勾配が取れない場合は監督職員と協議して、別途補充材を検討すること。

○ 広場不陸整正（岩瀬砂、山砂、再生砂）【公園】

- ア) 補足材については岩瀬砂（細目）、山砂若しくは再生砂とする。
- イ) 補足材が乾燥している時は、最適含水比になるよう散水を行うこと。
- ウ) 機械又は人力にて補足材を敷均し、振動ローラーなどにて十分に締め固めること。
- エ) 排水勾配に注意し、施工後に排水不良を起こさないようすること。なお、施工後初めての降雨で水溜りが確認できた場合は、受託者負担で再度広場不陸整正を行って、水溜りを解消すること。
- オ) 必要に応じて、別途防塵剤散布を検討すること。

○ 防塵剤散布【公園】

- ア) 公園など広場の防塵及び、霜よけ対策として行うこと。
- イ) 防塵剤散布Aに使用する防塵剤は塩化ナトリウム同等品以上とする。
- ウ) 防塵剤散布Bに使用する防塵剤は塩害が無く、土壤や植物に悪影響を与えない環境対応型とする。
- エ) 人力又は肥料散布機などを用いて、 60 g/m^2 になるよう均一に散布すること。
- オ) 敷布後、巻きムラが見られた場合は、箒及びブラシなどを用いて均一に掃き広げること。
- カ) 敷布後、一定期間（おおむね1週間程度）の間、散布と防塵剤などについての周知を行うこと。

○ ロープ柵設置【公園・街路樹】

- ア) 低木及び地被類を植栽した箇所に人が立ち入らないよう $5\sim 8\text{ m}$ 間隔を基本として鉄ピンを設置すること。
- イ) 材料は $\phi 16\text{ mm} \times 1500\text{ mm}$ （2段）の鉄ピンとし、地中に 600 mm 程度打ち込むこと。
- ウ) ロープを通す穴は植え込み地に向けること。
- エ) 打ち込み後、トラロープ（ $\phi 9\text{ mm}$ ）を2段に渡して人の立入を防止すること。
- オ) 支給品の場合は鉄ピンのみの支給とし、トラロープは受託者が用意すること。

○ よしづ設置【公園】

- ア) 設置を行う公園及び対象については、監督職員の指示によるものとする。

- イ) 原則として、設置期間は6月から10月末とし、垂木・棕櫚繩などを用いてパーゴラなどの屋根部によしづを敷設・固定すること。
- ウ) よしづは屋根全面に隙間なく敷設すること。
- エ) 設置期間中（6月から10月末）については、明らかな人為的悪戯や台風などの強風により、よしづが壊れたり外れたりした場合を除き、受託者の責任において壊れたり外れたりした箇所の修理を行って日陰を維持すること。
- オ) よしづ設置面積は、パーゴラなどの屋根の投影面積とする。

○ よしづ撤去【公園】

- ア) 撤去を行う公園及び対象については、監督職員の指示によるものとする。
- イ) パーゴラなどの屋根が傷まないように注意しながら、よしづを取り外すこと。
- ウ) 撤去したよしづには処分費が含まれているので、適切に処分すること。
- エ) よしづ撤去面積は、パーゴラなどの屋根の投影面積とする。

○ 侵入防止剤散布【公園】

- ア) 散布を行う時期及び範囲については、監督職員の指示により行い、使用薬剤については協議を行って決定するものとする。
- イ) 侵入防止剤散布は、「千葉県農薬管理指導士」の適切な指導管理の下を行うこと。
- ウ) ムカデ、ヤスデなど不快害虫の駆除を目的とし、農薬取締法に基づいて登録された当該防除対象物などに適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量など）及び使用上の注意事項を守って行うこと。なお、使用薬剤の主成分についてはエトフェンプロックス同等品以上とする。
- エ) 原則として面状散布とするが、現地の状況により帯状散布となる場合があるのを監督職員と協議を行い、より駆除効果のある散布方法を選択すること。なお、帯状散布の場合は出来高数量（m）を（m²）に読み替えるものとする。
- オ) 侵入防止剤の空袋については、適正な処分をすること。
- カ) 受託者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物など、使用した農薬の種類又は名称ならびに、使用した農薬の単位面積あたりの使用量を記載した農薬使用記録簿を作成し、一定期間（3年間）保管すること。

■ 見回り

<共通事項>

管理している公園及び街路樹の「樹木」「遊具」「パーゴラ」「ベンチ」など施設の状況確認を行って、危険箇所の早期発見及び市民の安全を図ることを目的とするもの。

○ 見回り【公園・街路樹】

- ア) 受託者は、監督職員から指示があったとき（台風・豪雨・豪雪などが予想される場合）は、管理地区内の公園及び街路樹全箇所の確認を行い、樹木の「倒木」「枝折れ」、施設の「倒壊」などの被害状況の有無について口頭にて直ちに報告し、その後書面（打合せ簿）にて提出すること。

- イ) 被害が有ったときは被害状況について監督職員と協議を行い、公園及び道路が安全に利用できるように対策をとること。
- ウ) 被害が甚大で早急な対応ができない場合は「立入禁止」などの措置を行った後、出来るだけ早く開放できるように協議を行うこと。
- エ) 見回りの単位は、公園及び街路樹など全箇所の確認をもって1回とする。

○ 緊急点検【公園・街路樹】

- ア) 受託者は、監督職員から指示があったときは、速やかに指示された公園及び街路樹の樹木の「倒木」「枝折れ」、施設の「倒壊」などの確認を行い、被害状況の有無について口頭にて直ちに報告し、その後書面（打合せ簿）にて提出すること。
- イ) 被害が有ったときは被害状況について監督職員と協議を行い、公園及び街路樹が安全に利用できるように対策をとること。
- ウ) 被害が甚大で早急な対応ができない場合は「立入禁止」などの措置を行った後、出来るだけ早く開放できるように協議を行うこと。
- エ) 緊急点検の単位は、公園及び街路樹など1か所の確認をもって1か所とする。

○ 半倒木、倒木復旧【公園・街路樹】

- ア) 受託者は、見回り及び緊急点検で発見した樹木の倒木状況を委託者に報告し、伐採・復旧などについて協議を行うこと。
- イ) 樹木の復旧に合わせて、剪定及び支柱を設置して復旧樹木の活着に努めること。
なお、剪定費用は倒木復旧費用に含まれるものとする。
- ウ) 根が完全に浮き上がっている状態を「倒木」、それ以外の状態を「半倒木」とする。

■ 看板【公園】

- 公園内の業務範囲を明示することにより、受託者に責任感を持たせると同時に、市民に業務内容について周知し理解を得ることを目的として設置する。
- ア) 受託者は、契約締結後15日以内にA2版以上の大きさで以下に掲げる事項を盛り込んだ看板を維持管理する公園及び広場などに掲示しなければならない。なお、掲示する場所は、正門出入口付近市川市の管理柵に外側に向けてストラップなどで固定すること。また、設置する公園及び広場などについては監督職員に確認すること。
 - イ) 看板を設置する管理柵がない場合は、杭などにて設置を行うこと。
 - ウ) 委託期間中に表示部の汚れや看板の損傷が生じた場合は、1週間以内に清掃及び交換を受託者負担にて行うこと。なお、あきらかに受託者に瑕疵が無く、利用者のいたずらなどによる破損の場合は、その限りではない。
 - エ) 看板の材質は、委託期間を通じて耐えうる材質とすること。
 - オ) 委託満了時及び監督職員からの指示が有った場合には、管理柵などを傷つけないように注意しながら撤去すること。

掲示例（委託者と調整すること）

この公園は、以下の方達で管理されています。

剪定、消毒：○○造園
業務責任者 ○○ ○○

草刈、清掃：○○自治会
トイレ清掃：○○会社
砂場清掃：○○会社

市川市 公園緑地課
047-712-6367

8 添付資料

- | | |
|---------------|--------|
| ・案内図 | ・・・別紙1 |
| ・業務内容・予定数量一覧表 | ・・・別紙2 |
| ・委託箇所一覧・参考数量表 | ・・・別紙3 |

9 施工体制

草刈及び除草は特別な事情が無い場合、指示日から4週間以内に全公園及び広場を完了させるよう人員配置を行うこと。

10 提出書類及び成果品関係

①提出書類

- ア) 提出書類については、共通仕様書5に準拠すること。なお、緊急時の連絡体制に時間経過ごとの「出動可能人員」「出動可能車両」「資機材」を記載すること。
イ) 原則として提出書類の提出方法については電子納品とし、Word、Excel又はPDF形式で作成し、「委託打合せ簿」によりCD-R又はDVD-Rにて提出すること。
ウ) 業務計画書の各種書類には押印マークを表記せず、「社印」「業務責任者」などの押印は不要とする。

②成果品関係

- ア) 成果品（完成品）を期ごとに以下の日までに提出すること。
- 1期（委託期間開始日～8月31日まで）：1期終了後20日以内
2期（9月1日～12月31日まで）：2期終了後20日以内
3期（1月1日～委託期間満了日）：委託期間満了日
- イ) 上記提出期限に関わらず出来高数量について監督職員から求めが有った時は、求めた日から7日以内に書面にて回答すること。
- ウ) 原則として成果品の提出方法は、「完了届」「業務完了届」「委託打合せ簿」については書面による提出とし、それ以外は電子納品としCD-R又はDVD-Rにて提出すること。
- エ) 原則として電子納品の報告書はA4縦とし、報告内容は「出来高数量総括表」「出来高集計表（出来高数量総括表の根拠）」「求積図（出来高集計表の根拠）」「各種出来高（出来高集計表の根拠）」「実施工程表」「週間工程表」「作業報告書」「各種

伝票の写し」「農薬使用記録簿の写し」「安全教育等記録の写し」「その他当該業務に必要と認めた書類」「作業写真」とする。なお、「作業写真」以外についてはWord、Excel、またはPDF形式とすること。

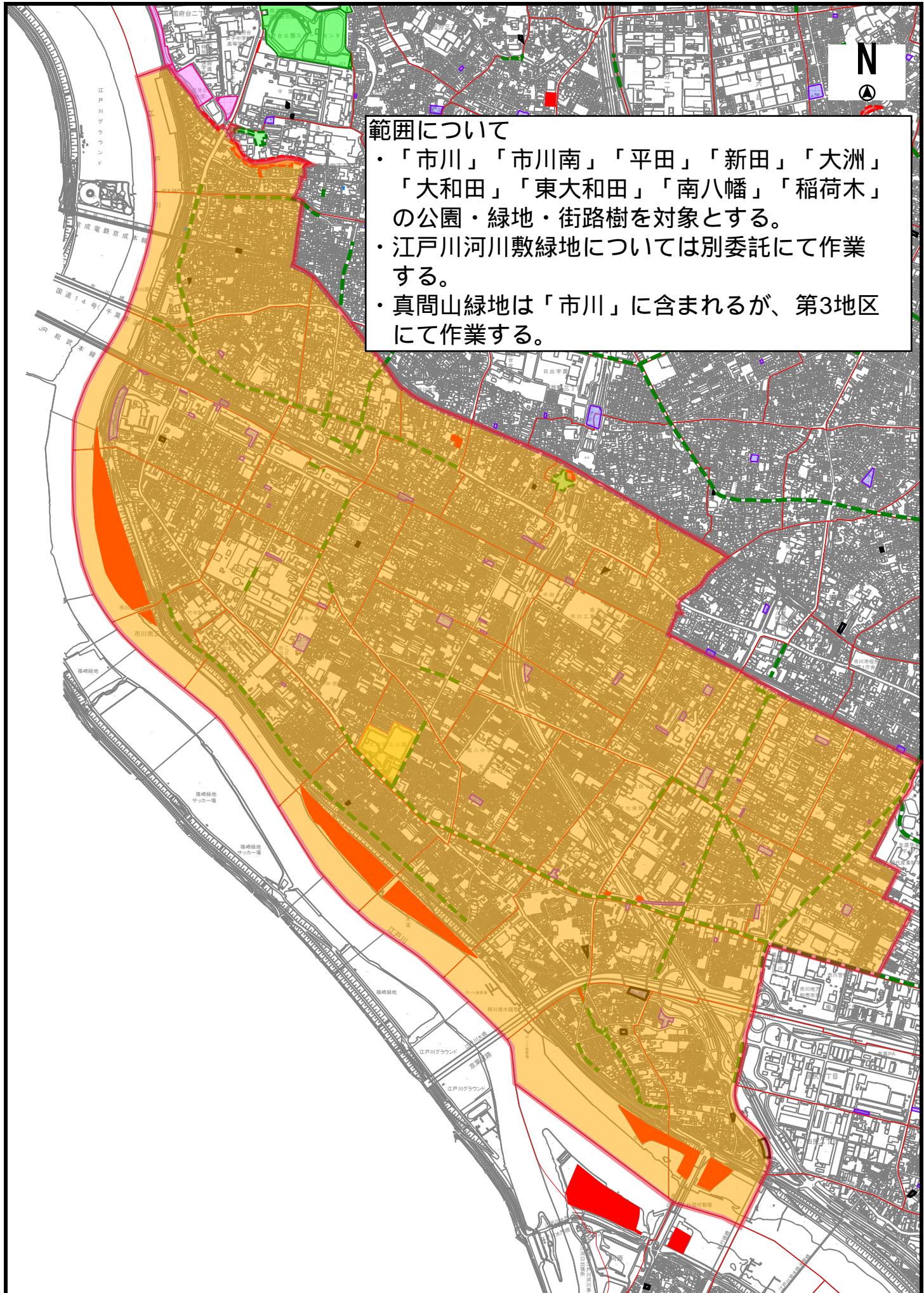
- オ) 電子納品の各種報告書には押印マークを表記せず、「社印」「業務責任者」などの押印は不要とする。
- カ) 原則として委託者が受託者に対して公園の基本データを貸与した場合は、出来形（求積図、平面図など）についてはデータの修正を行って、DWG又はDXF形式で作成し、データをCD-R又はDVD-Rにて提出すること。
- キ) 人力除草、草刈、芝刈などにおいて委託者から数量の指示及び提供があった場合は、指示及び提供された数量をもって出来高とし、求積図及び平面図を省略することができるものとする。ただし、委託者から提供された数量が現地と大きく相違がある場合、求積図などを修正し提出すること。
- ク) 各工種において出来高総括表の合計値は、小数点以下を切り捨てた整数とすること。（各単価において請求段階で小数点を切捨てること）
- ケ) 街路樹における人力除草剤散布（舗装継目）の出来高は植樹枠の植樹ブロック外周から次の植樹枠の外周ブロックまでの間隔（延長）とする。
- コ) 土系舗装の出来高は広場及び植樹枠内での施工面積（m²）とする。
- サ) 客土補充の出来高は植栽地内での施工面積に補充厚を乗じた数量（m³）とする。
- シ) 原則としてデジタル写真撮影とし、「土木工事写真管理基準 国土交通省」に準じて撮影を行うこと。
- ス) 写真撮影に当たっては、カメラの日時を正確に合わせること。
- セ) ファイル作成は「公園」「路線」ごとに作成すること。

11 その他の

- ア) 受託者が詳細な案内図を求めた場合は、委託者が支給するものとする。
- イ) 原則として、台風などの緊急時の作業については作業内容により、「基本剪定」「軽剪定」「支障枝処理」「伐採」「抜根」「清掃（落葉時）」「半倒木復旧」「倒木復旧」にて対応すること。

案内図

別紙1



業務内容・予定数量一覧表

別紙2

名 称	規 格	単位	予定数量	備 考
【公園】				
剪定				
高木基本剪定	C=30cm未満	本	1	
高木基本剪定	C=30～59cm	本	1	
高木基本剪定	C=60～89cm	本	1	
高木基本剪定	C=90～119cm	本	1	
高木基本剪定	C=120～149cm	本	1	
高木基本剪定	C=150～179cm	本	1	
高木基本剪定	C=180～209cm	本	1	
高木基本剪定	C=210～239cm	本	1	
高木基本剪定	C=240～269cm	本	1	
高木基本剪定	C=270cm以上	本	1	
高木軽剪定	C=30cm未満	本	1	
高木軽剪定	C=30～59cm	本	1	
高木軽剪定	C=60～89cm	本	1	
高木軽剪定	C=90～119cm	本	1	
高木軽剪定	C=120～149cm	本	1	
高木軽剪定	C=150～179cm	本	1	
高木軽剪定	C=180～209cm	本	1	
高木軽剪定	C=210～239cm	本	1	
高木軽剪定	C=240～269cm	本	1	
高木軽剪定	C=270cm以上	本	1	
中木剪定		本	1	
寄植機械刈込	H=1.5m未満	m ²	2,580	
寄植機械刈込	H=1.5～2.5m未満	m ²	131	
寄植機械刈込	H=2.5m以上	m ²	10	
生垣機械刈込	H=0.75m未満	m	10	
生垣機械刈込	H=0.75～1.5m未満	m	10	
生垣機械刈込	H=1.5～2.5m未満	m	68	
生垣機械刈込	H=2.5m以上	m	10	
藤棚剪定	夏期	m ²	180	
藤棚剪定	冬期	m ²	180	
支障枝剪定	高木、人力	本	1	
支障枝剪定	高木、リフト車	本	1	
マツ剪定				
マツ基本剪定	C=30cm未満	本	1	
マツ基本剪定	C=30～59cm	本	1	

名 称	規 格	単位	予定数量	備 考
マツ基本剪定	C=60～89cm	本	1	
マツ基本剪定	C=90～119cm	本	1	
マツ基本剪定	C=120～149cm	本	1	
マツ基本剪定	C=150～179cm	本	1	
マツ基本剪定	C=180～209cm	本	1	
マツ基本剪定	C=210～239cm	本	1	
マツ基本剪定	C=240～269cm	本	1	
マツ基本剪定	C=270cm以上	本	1	
支障木処理				
低木伐採	H=1m未満	本	1	
中木伐採	H=1～2m未満	本	1	
中木伐採	H=2～3m未満	本	1	
高木伐採	人力、C=20cm未満	本	1	
高木伐採	人力、C=20～29cm	本	1	
高木伐採	人力、C=30～59cm	本	1	
高木伐採	人力、C=60～89cm	本	1	
高木伐採	人力、C=90～119cm	本	1	
高木伐採	人力、C=120～149cm	本	1	
高木伐採	人力、C=150～199cm	本	1	
高木伐採	人力、C=200cm以上	本	1	
高木伐採	吊切、C=30～59cm	本	1	
高木伐採	吊切、C=60～89cm	本	1	
高木伐採	吊切、C=90～119cm	本	1	
高木伐採	吊切、C=120～149cm	本	1	
高木伐採	吊切、C=150～199cm	本	1	
高木伐採	吊切、C=200cm以上	本	1	
高木伐採	機械、C=20cm未満	本	1	
高木伐採	機械、C=20～29cm	本	1	
高木伐採	機械、C=30～59cm	本	1	
高木伐採	機械、C=60～89cm	本	1	
高木伐採	機械、C=90～119cm	本	1	
高木伐採	機械、C=120～149cm	本	1	
高木伐採	機械、C=150～199cm	本	1	
高木伐採	機械、C=200cm以上	本	1	
低木拔根	H=1m未満	本	1	
中木拔根	H=1～2m未満	本	1	
中木拔根	H=2～3m未満	本	1	
高木拔根	人力、C=20cm未満	本	1	

名 称	規 格	単位	予定数量	備 考
高木抜根	人力、C=20~29cm	本	1	
高木抜根	人力、C=30~59cm	本	1	
高木抜根	人力、C=60~89cm	本	1	
高木抜根	人力、C=90cm以上	本	1	
高木抜根	機械、C=20cm未満	本	1	
高木抜根	機械、C=20~29cm	本	1	
高木抜根	機械、C=30~59cm	本	1	
高木抜根	機械、C=60~89cm	本	1	
高木抜根	機械、C=90cm以上	本	1	
間伐	竹、C=30cm未満	本	1	
間伐	竹、C=30~44cm	本	1	
間伐	竹、C=45cm以上	本	1	
間伐	C=30cm未満	本	1	
間伐	C=30~59cm	本	1	
間伐	C=60~89cm	本	1	
間伐	C=90~119cm	本	1	
間伐	C=120~149cm	本	1	
間伐	C=150~199cm	本	1	
間伐 (急傾斜地)	竹、C=30cm未満	本	1	
間伐 (急傾斜地)	竹、C=30~44cm	本	1	
間伐 (急傾斜地)	竹、C=45cm以上	本	1	
間伐 (急傾斜地)	C=30cm未満	本	1	
間伐 (急傾斜地)	C=30~59cm	本	1	
間伐 (急傾斜地)	C=60~89cm	本	1	
間伐 (急傾斜地)	C=90~119cm	本	1	
間伐 (急傾斜地)	C=120~149cm	本	1	
間伐 (急傾斜地)	C=150~199cm	本	1	
除伐	C=10cm未満	m ²	300	
除伐 (急傾斜地)	C=10cm未満	m ²	10	
支柱撤去				
丸太1本支柱撤去	生垣含む	本	1	
二脚鳥居撤去	添木無し	本	1	
二脚鳥居撤去	添木有り	本	1	
三脚鳥居撤去		本	1	
ハツ掛支柱撤去		本	1	
灌水				
灌水	C=30cm未満	本	1	
灌水	C=30~59cm	本	1	

名 称	規 格	単位	予定数量	備 考
灌水	C=60～99cm	本	1	
灌水	C=100cm以上	本	1	
灌水	中低木	本	1	
灌水	寄植	m ²	1	
灌水	人力、C=30cm未満	本	1	
灌水	人力、C=30～59cm	本	1	
灌水	人力、C=60cm以上	本	1	
灌水	人力、中低木	本	1	
灌水	人力、寄植	m ²	1	
病虫害防除				
薬剤散布A	C=60cm未満	本	1	
薬剤散布A	C=60～119cm	本	1	
薬剤散布A	C=120～179cm	本	1	
薬剤散布A	C=180cm以上	本	1	
薬剤散布A	H=0. 6m未満	本	1	
薬剤散布A	H=0. 6～1. 5m未満	本	1	
薬剤散布A	H=1. 5～3m未満	本	1	
薬剤散布A	H=1m未満	m ²	1	
薬剤散布A	H=1m以上	m ²	1	
薬剤散布A	生垣	m	1	
薬剤散布B	C=60cm未満	本	1	
薬剤散布B	C=60～119cm	本	1	
薬剤散布B	C=120～179cm	本	1	
薬剤散布B	C=180cm以上	本	1	
薬剤散布B	H=0. 6m未満	本	1	
薬剤散布B	H=0. 6～1. 5m未満	本	1	
薬剤散布B	H=1. 5～3m未満	本	1	
薬剤散布B	H=1m未満	m ²	1	
薬剤散布B	H=1m以上	m ²	1	
薬剤散布B	生垣	m	1	
剪定防除	高木	本	1	
剪定防除	H=1m未満	本	1	
剪定防除	H=1～3m未満	本	1	
剪定防除	中低木	m ²	1	
施肥				
施肥	C=30cm未満	本	1	
施肥	C=30～59cm	本	1	
施肥	C=60～89cm	本	1	

名 称	規 格	単位	予定数量	備 考
施肥	C=90～119cm	本	1	
施肥	C=120cm以上	本	1	
施肥	中低木	本	1	
施肥	中低木、寄植	m ²	1	
施肥	生垣	m	1	
樹木用打込肥料	肥料1本当り	本	1	
草刈				
人力除草		m ²	14,032	
草刈（肩掛式）		m ²	60,204	
草刈（HG+肩掛式）		m ²	19,532	
人力除草剤散布		m ²	1	
人力成長抑制剤散布		m ²	1	
防草シート設置	240 グリーン	m ²	1	
芝管理				
芝刈	肩掛式	m ²	2,932	
芝刈	HG式	m ²	6,800	
薬剤散布		m ²	1	
施肥	人力	m ²	1	
施肥	機械	m ²	1	
目土かけ	人力	m ²	1	
目土かけ	機械	m ²	1	
抜根除草		m ²	1	
プラッシング		m ²	1	
エアレーション		m ²	1	
灌水	人力	m ²	1	
灌水	散水車	日	1	
補植	野芝、高麗芝	m ²	1	
補植（法面）	野芝、高麗芝	m ²	1	
補植	ティフトン芝	m ²	1	
清掃				
ゴミ拾い		a	4,633	
落葉清掃		m ²	5,000	
U型側溝清掃	場内敷き均し	m	1	
U型側溝清掃	場外敷き均し	m	1	
U型側溝蓋取替	薄蓋	枚	1	
U型側溝蓋取替	厚蓋	枚	1	
集水柵清掃	場内敷き均し	か所	1	
集水柵清掃	場外敷き均し	か所	1	

名 称	規 格	単位	予定数量	備 考
管渠清掃	機械	m	1	
園路水洗い		m ²	1	
ベンチ水洗い	W=1800mm以内	基	1	
植込地管理				
ソメイヨシノ植栽	H=4.0 C=0.21 W=1.8	本	1	
カワヅザクラ植栽	H=4.0 C=0.21 W=1.5	本	1	
アーレード植栽	H=4.0 C=0.2	本	1	
ジンダイアケボノ植栽	H=3.0 C=0.12	本	1	
アマノガワ植栽	H=3.5 C=0.12	本	1	
サルスベリ植栽	H=3.5 C=0.18 W=1.2	本	1	
ハナミズキ植栽	H=3.0 C=0.15 W=1.0	本	1	
モミジバフウ植栽	H=4.0 C=0.21 W=1.5	本	1	
クスノキ植栽	H=3.5 C=0.18 W=0.8	本	1	
ヤマモモ植栽	H=3.0 C=0.15 W=0.8	本	1	
クロガネモチ植栽	H=3.5 C=0.21 W=1.0	本	1	
クロマツ植栽	H=3.0 C=0.18 W=1.5	本	1	
シマトネリコ植栽	H=3.0 C=0.15 W=1.0	本	1	
常緑ヤマボウシ植栽	H=3.0 C=0.15 W=1.5	本	1	
フジ植栽	C=0.15	本	1	
キンモクセイ植栽	H=1.8 W=0.5	本	1	
紅花トキワマンサク植栽	H=1.5 W=0.3	本	1	
ロウバイ植栽	H=1.5 W=0.4	本	1	
ベニカナメモチ植栽	H=1.5 W=0.4	本	1	
シャリンバイ植栽	H=0.5 W=0.4	本	1	
ヒラドツツジ植栽	H=0.5 W=0.5	本	1	
キリシマツツジ植栽	H=0.5 W=0.4	本	1	
クルメツツジ植栽	H=0.5 W=0.4	本	1	
サツキツツジ植栽	H=0.4 W=0.5	本	1	
トベラ植栽	H=0.5 W=0.4	本	1	
ハマヒサカキ植栽	H=0.5 W=0.4	本	1	
オタフクナンテン植栽	H=0.5 W=0.3	本	1	
ナワシログミ植栽	H=0.5 W=0.3	本	1	
ピラカンサ植栽	H=0.5	本	1	
アジサイ植栽	H=0.5 3本立	本	1	
ヤマブキ植栽	H=0.5 3本立	本	1	
マツバギク植栽	9cm鉢 3芽立	鉢	1	
タマリュウ植栽	7.5cm鉢 5芽立	鉢	1	
リュウノヒゲ植栽	9cm鉢 5芽立	鉢	1	

名 称	規 格	単位	予定数量	備 考
コグマザサ植栽	10.5cm鉢 3芽立	鉢	1	
1本支柱設置	フジ用	組	1	
二脚鳥居設置	添木無し	組	1	
二脚鳥居設置	添木有り	組	1	
三脚鳥居設置		組	1	
十字鳥居設置		組	1	
二脚鳥居組合せ設置		組	1	
ハツ掛支柱設置	L=4000mm	組	1	
ハツ掛支柱設置	L=6000mm	組	1	
竹1本支柱設置	添柱型	組	1	
竹ハツ掛支柱設置		組	1	
布掛け支柱設置		m	1	
土系舗装	t=50mm	m ²	1	
客土補充		m ³	1	
広場管理				
広場不陸整正	補充材無し	m ²	1	
広場不陸整正	岩瀬砂	m ³	1	
広場不陸整正	山砂	m ³	1	
広場不陸整正	再生砂	m ³	1	
防塵剤散布A		m ²	1	
防塵剤散布B	環境対応型	m ²	1	
ロープ柵設置	φ16×1500 2段	本	1	
ロープ柵設置	支給品	本	1	
よしづ設置		m ²	242	
よしづ撤去		m ²	242	
侵入防止剤散布	不快害虫用	m ²	1	
見回り				
見回り	公園及び街路樹全箇所	回	3	
緊急点検		か所	2	
緊急点検	夜間	か所	2	
半倒木復旧	C=30cm未満	本	1	
半倒木復旧	C=30~59cm	本	1	
半倒木復旧	C=60~89cm	本	1	
倒木復旧	C=30cm未満	本	1	
倒木復旧	C=30~59cm	本	1	
倒木復旧	C=60~89cm	本	1	
看板				
看板設置		か所	50	

名 称	規 格	単位	予定数量	備 考
【街路樹】				
剪定				
高木強剪定	C=60cm未満	本	1	
高木強剪定	C=60～119cm	本	1	
高木強剪定	C=120cm以上	本	1	
夏期剪定	C=30cm未満	本	1	
夏期剪定	C=30～59cm	本	1	
夏期剪定	C=60～89cm	本	1	
夏期剪定	C=90～119cm	本	1	
夏期剪定	C=120cm以上	本	1	
冬期剪定	C=30cm未満	本	1	
冬期剪定	C=30～59cm	本	1	
冬期剪定	C=60～89cm	本	1	
冬期剪定	C=90～119cm	本	1	
冬期剪定	C=120cm以上	本	1	
低木・中木刈込	H=1m未満	本	1	
低木・中木刈込	H=1～2m未満	本	1	
低木・中木刈込	H=2～3m未満	本	1	
中木夏期剪定	H=2～3m未満	本	1	
中木冬期剪定	H=2～3m未満	本	1	
寄植刈込	H=1m未満	m ²	546	
寄植刈込	H=1m以上	m ²	10	
寄植手刈込	H=1m未満	m ²	10	
寄植手刈込	H=1m以上	m ²	10	
支障枝剪定	高木、人力	本	1	
支障枝剪定	高木、リフト車	本	1	
支障木処理				
低木伐採・抜根	H=1m未満	本	1	
中木伐採・抜根	H=1～2m未満	本	1	
中木伐採・抜根	H=2～3m未満	本	1	
高木伐採	C=60cm未満	本	1	
高木伐採	C=60～119cm	本	1	
高木伐採	C=120cm以上	本	1	
高木伐採	C=60cm未満、夜間	本	1	
高木伐採	C=60～119cm、夜間	本	1	
高木伐採	C=120cm以上、夜間	本	1	
低木抜根	H=1m未満	本	1	
中木抜根	H=1～2m未満	本	1	

名 称	規 格	単位	予定数量	備 考
中木抜根	H=2~3m未満	本	1	
高木抜根	C=60cm未満	本	1	
高木抜根	C=60cm以上	本	1	
支柱撤去				
丸太 1 本支柱撤去	生垣含む	本	1	
二脚鳥居撤去	添木無し	本	1	
二脚鳥居撤去	添木有り	本	1	
三脚鳥居撤去		本	1	
竹八ツ掛支柱撤去		本	1	
灌水				
灌水	C=60cm未満	本	1	
灌水	C=60cm以上	本	1	
灌水	中低木	本	1	
灌水	寄植	m ²	1	
病虫害防除				
薬剤散布 A	C=60cm未満	本	1	
薬剤散布 A	C=60cm以上	本	1	
薬剤散布 A	C=60cm未満、夜間	本	1	
薬剤散布 A	C=60cm以上、夜間	本	1	
薬剤散布 A	H=0. 6m未満	本	1	
薬剤散布 A	H=0. 6~1m未満	本	1	
薬剤散布 A	H=1~2m未満	本	1	
薬剤散布 A	H=2~3m未満	本	1	
薬剤散布 A	H=1m未満	m ²	1	
薬剤散布 A	H=1m以上	m ²	1	
薬剤散布 B	C=60cm未満	本	1	
薬剤散布 B	C=60cm以上	本	1	
薬剤散布 B	C=60cm未満、夜間	本	1	
薬剤散布 B	C=60cm以上、夜間	本	1	
薬剤散布 B	H=0. 6m未満	本	1	
薬剤散布 B	H=0. 6~1m未満	本	1	
薬剤散布 B	H=1~2m未満	本	1	
薬剤散布 B	H=2~3m未満	本	1	
薬剤散布 B	H=1m未満	m ²	1	
薬剤散布 B	H=1m以上	m ²	1	
剪定防除	高木	本	1	
剪定防除	H=1m未満	本	1	
剪定防除	H=1~3m未満	本	1	

名 称	規 格	単位	予定数量	備 考
剪定防除	中低木	m ²	1	
施肥				
施肥	C=60cm未満	本	1	
施肥	C=60cm以上	本	1	
施肥	H=2m未満	本	1	
施肥	H=2~3m未満	本	1	
施肥	寄植	m ²	1	
草刈				
防草シート設置	240 グリーン	m ²	1	
清掃				
落葉清掃		m ²	2,000	
路面水洗い		m ²	300	
U型側溝清掃		m	1	
集水溝清掃		か所	1	
植樹樹管理				
ソメイヨシノ植栽	H=4.0 C=0.21 W=1.8	本	1	
カワヅザクラ植栽	H=4.0 C=0.21 W=1.5	本	1	
アーコレード植栽	H=4.0 C=0.2	本	1	
アマノガワ植栽	H=3.5 C=0.12	本	1	
サルスベリ植栽	H=3.5 C=0.18 W=1.2	本	1	
ハナミズキ植栽	H=3.5 C=0.18 W=1.0	本	1	
モミジバフウ植栽	H=4.0 C=0.21 W=1.5	本	1	
クスノキ植栽	H=4.0 C=0.25 W=1.2	本	1	
ヤマモモ植栽	H=3.5 C=0.25 W=1.0	本	1	
クロガネモチ植栽	H=4.0 C=0.25 W=1.2	本	1	
クロマツ植栽	H=3.5 C=0.25 W=1.8	本	1	
シマトネリコ植栽	H=3.5 C=0.21 W=1.0	本	1	
常緑ヤマボウシ植栽	H=3.5 C=0.18 W=1.5	本	1	
キンモクセイ植栽	H=1.8 W=0.5	本	1	
ベニカナメモチ植栽	H=1.5 W=0.4	本	1	
シャリンバイ植栽	H=0.5 W=0.4	本	1	
ヒラドツツジ植栽	H=0.5 W=0.5	本	1	
キリシマツツジ植栽	H=0.5 W=0.4	本	1	
クルメツツジ植栽	H=0.5 W=0.4	本	1	
サツキツツジ植栽	H=0.4 W=0.5	本	1	
トベラ植栽	H=0.5 W=0.4	本	1	
ハマヒサカキ植栽	H=0.5 W=0.4	本	1	
オタフクナンテン植栽	H=0.5 W=0.3	本	1	

名 称	規 格	単位	予定数量	備 考
アジサイ植栽	H=0.5 3本立	本	1	
ヤマブキ植栽	H=0.5 3本立	本	1	
マツバギク植栽	9cm鉢 3芽立	鉢	1	
タマリュウ植栽	7.5cm鉢 5芽立	鉢	1	
リュウノヒゲ植栽	9cm鉢 5芽立	鉢	1	
コグマザサ植栽	10.5cm鉢 3芽立	鉢	1	
ユリオプスデージ植栽	9cm鉢	鉢	1	
ガザニアンクィーン植栽	10.5cm鉢	鉢	1	
防根シート設置	RCF 50cm幅 黒	m	1	
二脚鳥居設置	添木無し	組	1	
二脚鳥居設置	添木有り	組	1	
三脚鳥居設置		組	1	
十字鳥居設置		組	1	
二脚鳥居組合せ設置		組	1	
竹1本支柱設置	添柱型	組	1	
布掛支柱設置		m	1	
土系舗装	t=50mm	m ²	1	
客土補充		m ³	1	
ロープ柵設置	φ 16×1500 2段	本	1	
ロープ柵設置	支給品	本	1	
見回り				
緊急点検		か所	2	
緊急点検	夜間	か所	2	
半倒木復旧	C=60cm未満	本	1	
半倒木復旧	C=60~89cm	本	1	

※本委託は単価契約のため、設計書の数量については目安とし、監督職員との協議によって行った実績作業数量を清算数量とする。

※植栽以外の高木の規格は高さにかかわらず、幹回りによって決定するものとする。

※各作業において、対象樹木、作業箇所などについては、監督職員の指示若しくは監督職員と立ち会って決定する。

委託個所一覧・参考数量表（公園）

別紙3

No.	公園名	面積	所在地	区分	寄植機械刈込			生垣機械刈込			藤棚		除伐	人力除草 急傾斜地	草刈			水中草刈		芝刈		公園清掃		よしす*		看板設置	備考 (本委託業務外の作業)					
					H=1.5m 未満	H=1.5m～ 2.5m	H=2.5m 以上	H=0.75m 未満	H=0.75m～ 1.5m	H=1.5m～ 2.5m	H=2.5m 以上	夏期	冬期		肩掛	H G + 肩掛	人力	肩掛	肩掛	H G式	(落葉時) (a)	落葉清掃 (m²)	設置 (a)	撤去 (a)								
															防草シート 下部	4回	4回	刈りばなし	離装目地	4回	4回、刈 りばなし	適宜	適宜	4回	4回	月1回	適宜					
47	大洲稻荷神社児童遊園地	30	大洲2丁目10番	児童遊園地	5											5	20						24	24								
48	大和田甲神社児童遊園地	90	大和田2丁目5番	児童遊園地													10							81	81							
49	新田4丁目自衛会館前児童遊園地	132	新田4丁目12番	児童遊園地																						1	清掃・草刈 自治会					
50	新田春日神社児童遊園地	165	新田5丁目15番地1	児童遊園地																							清掃・草刈 自治会					
51	新田胡蝶神社児童遊園地	330	新田1丁目212番地1	児童遊園地																							清掃・草刈 自治会					
52	稻荷木2丁目児童遊園地	200	稻荷木2丁目15番	児童遊園地	5												50							160	160			1				
53	稻荷木稻荷神社児童遊園地	70	稻荷木3丁目6番	児童遊園地																				56	56							
54	平田1丁目市営住宅児童遊園地	108	平田1丁目17番	児童遊園地													118							86	86			1				
55	1本松緑地	41	稻荷木3丁目22番	その他													41							32	32							
56	新田2丁目青空こども広場	110	新田2丁目4番	その他				6									3	66						88	88			1				
57	大和田青空こども広場	200	大和田2丁目22番	その他	12												12	150						160	160			1				
58	稻荷木緑道	3,127	稻荷木3丁目21番地先	その他	701												1,114	552						2,814	2,814			1				
59	市川1丁目ポケットパーク		市川1丁目16番	その他																						1						
						10	10	10								10																
1回当たり					2,580	131	10	10	68	10	180	180	300	10	0	3,508	15,051	0	0	4,883	0	0	0	733	1,700	46,339	46,339	242	242	50		
合計					2,580	131	10	10	68	10	180	180	300	10	0	14,032	60,204	0	0	19,532	0	0	0	2,932	6,800	463,390		5,000	242	242	50	
																										4,633	0					

委託個所一覽・参考数量表 (街路樹)

別紙3

委託個所一覧・参考数量表（街路樹）

別紙3

路線番号	路線名	通称		植栽延長(m)	植樹面積(m²)	寄植刈込		寄植手刈込		人力除草(期間中3回)		草刈(期間中3回)			ゴミ拾い		落葉清掃	路面水洗
						H=1m未満	H=1m以上	H=1m未満	H=1m以上		防草シート	肩掛	舗装継目	H G	通常時(10回)	落葉時		
	山崎市川ビル前																	
	市道0122号																	
	南八幡～東大和田ブランナー																	
	南八幡ポケットパーク					8												
	大和田ポケットパーク																	
	市道0217号			429	44			10	10	10		10		10			300	
1回当たり					546	10	10	10	1,170	10	3,124	10	0	2,113	2,113	0	300	
合計					546	10	10	10	0	0	0	0	0			2,000	300	
														0	0			